

令和七年山形県議会十二月定例会予算特別委員会会議録

令和七年十二月十日（水曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十名）

石川	渉	委員
佐藤	寿	委員
齋藤	俊一郎	委員
橋本	彩子	委員
松井	愛	委員
石川	正志	委員
鈴木	学	委員
伊藤	香織	委員
石塚	慶	委員
関	徹	委員
江口	暢子	委員
阿部	ひとみ	委員
梅津	庸成	委員
高橋	弓嗣	委員
佐藤	文一	委員
相田	日出夫	委員
佐藤	正胤	委員
遠藤	寛明	委員
相田	光照	委員
遠藤	和典	委員
菊池	文昭	委員
今野	美奈子	委員
高橋	淳	委員
青木	彰榮	委員
梶原	宗明	委員
五十嵐	智洋	委員
能登	淳一	委員
柴田	正人	委員
渋間	佳寿美	委員
矢吹	栄修	委員
小松	伸也	委員
小吉	和武	委員
高橋	啓介	委員
木村	忠三	委員
加賀	正和	委員
森谷	仙一郎	委員
奥山	誠治	委員
伊藤	重成	委員
船山	現人	委員
森田	廣	委員
欠席委員（一名）		
阿部	恭平	委員

説明のため出席した者

知事

吉村美栄子 君

副知事	高橋	徹	君
副知事	折原	英人	君
企業管理者	松澤	勝志	君
病院事業管理者	阿彦	忠之	君
総務部長	小中	章雄	君
みらい企画創造部長	會田	淳士	君
防災くらし安心部長	庄司	雅人	君
環境エネルギー部長	沖本	佳祐	君
しあわせ子育て応援部長	齋藤	恵美子	君
健康福祉部長	酒井	雅彦	君
産業労働部長	奥山	敦	君
観光文化スポーツ部長	黒田	あゆ美	君
農林水産部長	高橋	和博	君
県土整備部長	永尾	慎一郎	君
会計管理者	柴崎	渉	君
財政課長	安孫子	幸一	君
教育長	須貝	英彦	君
警察本部長	水庭	誠一郎	君
代表監査委員	柴田	優	君
人事委員会事務局長	工藤	明子	君
労働委員会事務局長	鈴木	和枝	君

午前 十時 零分 開 会

○能登委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

会議録署名委員は

相 田 日 出 夫 委 員
菊 池 文 昭 委 員

のお二人をお願いいたします。

本委員会では、県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

発言の順序は私から指名いたします。

この場合、申し上げます。鈴木学委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。
鈴木学委員。

○鈴木委員 おはようございます。自由民主党の鈴木学でございます。まずもって、今回質問の機会を与えていただきました自由民主党会派の先輩諸兄、同僚議員に感謝申し上げます。

世の中にはいろんな記念日がございますけれども、例えば、十月二日は中山町で「芋煮会の日」と制定しまして、芋煮会発祥の地、元祖芋煮会が行われている中山町を盛り上げる一つの記念日となっております。

そして、本日十二月十日は「いつでもニットの日」という山辺町で制定されました記念日でございます。この記念日は、ニット製品の魅力を再認識し、より多くの人々に一年中ニットに親しんでもらうことを目的としております。本日、山辺町議会では、十二月定例会におきまして町長はじめ執行部、そして議員全員がニットを着用し盛り上げているところでございます。

それに倣いまして、私も今日は山辺産のニットを着用しまして質問に入らせていただきます。本当は外側に着たかったですけれども、議会規則上、上着着用ということでしたので、中に着させていただきました。山辺町のニットのように、身も心も温まるような質問をさせていただきたいと思っております。

本日の質問も県民の皆様からいただきました率直なお声を反映させていただいておりますので、どうぞ御答弁のほうをよろしくお願い申し上げます。

初めに、山形県の公共施設の整備についてお伺いをいたします。

本年三月、県は公共施設などの管理や活用に関する第二次山形県県有財産総合管理基本方針を策定いたしまして、二〇三四年までに施設の集約化や長寿命化対策を行い、人口減少をはじめとした社会情勢に対応するため、県の一般

財産における建物の延べ床面積約百八十四万平方メートルのうち、二%となる約三万七千平方メートルを縮減する目標指標を定めました。

一方で、画像資料として用意いたしましたこちらの資料、(画像を示す)基本方針の概要を見ますと、県有施設の現状につきましては非常に厳しい現実が記載されております。例えば、中頃の「課題②」に記載されておりますけれども、一般財産は建物の七〇%が大規模改修が必要となる三十年以上を経過し、十年後には全体の八九%となること、インフラは橋梁の三七%、水門等の三%が建設後五十年以上を経過し、二十年後には橋梁が七八%、水門等が九一%となる見通しが示されております。

さらには、資料の下段、オレンジ色の部分になりますけれども、こちらには財政負担の平準化のために長寿命化対策を行っていくことは当然のことでございますけれども、その場合でも大きく財源が不足するとの見込みが示されております。

全国的に施設やインフラなどの公共施設の老朽化が課題となっていることは御承知のことと思っておりますけれども、とりわけ我が県の公共施設の老朽化率は全国に比べて非常に高くなっております。

次の資料に移らせていただきます。(画像を示す)総務省から示された「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、平成二十八年度から算出しております有形固定資産減価償却率においても、全国平均より老朽化している施設設備が多いことが分かります。

まず、左側のグループ分けでございます。財政力指数の高低によってAからEに分類したグループがありまして、本県は財政力指数が〇・三以上〇・四未満のDグループに属しておりますけれども、直近の資料ではDグループ十五県中で最も老朽化率が高い十五位となっております。なお、有形固定資産減価償却率を算出公表するようになってからのグループ平均値との差も年々拡大傾向になっております。

このことから、同程度の財政力の他県と比べ、限られた予算の中でどのように予算を使っているかという点から見ましても、我が県では公共施設等の更新や新規の投資が行われてこなかった結果が表れているのではないかと思います。

長寿命化対策だけでは問題を先送りするだけであり、施設更新の予算の平準化を行うためには、随時施設の更新を行っていく必要がございます。六月定例会の代表質問におきまして、我が党の矢吹栄修議員の質問にもございましたように、施設の更新にも一定の予算を充てていくべきと考えております。

基本方針に併せて、県有施設の更新につきましては、更新時期や数値目標を立て、計画的に実施していくという考えもあろうかと思いますが、今後の更新の考え方につきまして小中総務部長にお伺いいたします。

○能登委員長 小中総務部長。

○小中総務部長 お答えいたします。

本県が保有する財産は、特に昭和五十年代以降に整備された多くの施設が更新・大規模改修の時期を迎えますことから、多額の財政需要が見込まれる状況にあります。また、今後の人口減少に伴う行政需要の変化に対応した施設マネジメントが必要となっております。

そのような諸課題を踏まえまして、令和六年度末に第二次山形県県有財産総合管理基本方針を策定したところです。

基本方針では、老朽化への対応といたしましては、既存施設は建設から少なくとも六十五年使用することを目標に、不具合が発生した時点で修繕などを行う事後保全から、計画的かつ予防的に更新・修繕工事を行う予防保全にシフトしていくことで長寿命化を図るとともに、改修・更新に係る財政負担の軽減及び平準化を図ることとしております。

具体的には、築年数及び施設規模等で選定いたしました五十二施設を対象に、今年度から五年をかけ、建物や設備の劣化状況を適切に把握するための劣化度診断調査を実施するとともに、維持管理計画である個別施設計画に反映させることとしております。

その上で、施設の改修工事の実施時期を優先順位をつけ調整することにより、工事費用の平準化を図ってまいります。また、人口減少に伴う行政需要の変化への対応としましては、県有施設の適正配置を図り、施設の集約化を推進するとともに、更新時期にある庁舎などについては、国または市町村が保有する施設を含む他施設と調整を図り、合築も視野に入れながら、県有財産の総量縮小を図ることとしております。

具体的には、更新時期を迎える施設については、それぞれの施設を所管する部局において費用対効果などを検討の上、集約化や更新を判断することとなりますが、更新する方針が示された場合については、県有財産総合管理推進本部におきまして、周辺にある老朽化した施設と更新時期などの調整を行い、合築を検討していくことで更新費用や維持管理コストの低減を図ってまいります。

今後の県有施設の更新につきましては、老朽化の程度や財政状況などを総合的に勘案して決定することとなりますが、引き続き、財政負担の軽減と平準化に向け、施設の長寿命化と県有財産の総量縮小を両輪として、適切な施設マネジメントを推進してまいります。

○能登委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 資料、一つ前に戻りますけれども、(画像を示す)山形県の県有施設の約四割が学校施設となっております。これまで議会で多くの議員が指摘をされておりますし、私も実際に各高校や特別支援学校を見て回らせていただいておりますけれども、施設の老朽化が非常に進んでいまして、修繕も十分とは言えないと実感もしております。

各部局ごとの判断もあるということでありましたけれども、おっしゃっていたとおり、昭和五十年からの建設が非常に多くなっているということでございますので、同じ時期に更新が重ならないように平準化に努めていただいて、ぜひ財政当局におきまして部局横断的に更新時期の平準化を図っていただきたいということをお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

小中総務部長、ありがとうございます。

続きまして、子供に対する性犯罪を防止するための環境整備について伺いをいたします。

本年、教員らのグループが女子児童を盗撮し、さらにはその画像をSNSで共有した事件が発覚いたしました。この悪質な犯罪は全国に衝撃をもたらし、ニュース等でも大々的に報じられました。

子供たちへの性犯罪は当然許し難いものであり、また、多くの教員が日々現場で頑張っておられる中、一部の教員の愚かな行動により学校や教育現場のイメージ低下にもなること、子供を預ける親の不安が助長されることなど、多くの悪影響がございます。

一方で、残念ながら、我が県でも少なからず児童生徒に対するわいせつ事案が発生しております。本年六月には、校内において女子児童の水泳バッグから水着を密かに取り出し、その場で広げて見たという事案や、昨年は、児童の着替え中の様子の盗撮、生徒へのわいせつ行為、また、一昨年にも女子生徒を盗撮するなどの事案が発生しております。

国は、こうした性犯罪から子供たちを守るために、令和三年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を制定し、懲戒免職等で免許失効となった者を都道府県教育委員会が入力したその情報を採用権者が検索・閲覧できる機能を有した「特定免許状失効者管理システム」を構築し、令和五年四月一日から稼働しているところであります。

しかしながら、今年、文科省がこのデータベースが全国で活用されていないという実態を公表いたしました。非常勤であったことや女性であったので必要ないと考えたなどの認識不足であり、本来は性別や前職の有無、常勤・非常勤等の任用形態にかかわらず活用しなければ法律違反となる事案でございます。

子供たちを性犯罪から守るためにも、特定免許状失効者管理システムをしっかりと活用し、児童生徒への性暴力等の防止対策を一層強化していくべきであると考えますが、公立学校における取組状況につきまして、教育長にお伺いいたします。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 特定免許状失効者管理システムの運用状況についてお答えをいたします。

子供たちを守り育てるべき教職員が、その子供たちに対して性暴力を行うことは許されないことであり、県教育委員会ではこれまで様々な未然防止の取組を行ってまいりました。

採用段階の取組といたしましては、従来より官報に登載された児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効・取上げ処分となった者、いわゆる特定免許状失効者等に関する情報を確認した上で、慎重に採用の可否を判断してまいりました。

そのような中、全国的に教師による児童生徒性暴力等の事案が頻発していることを踏まえまして、令和三年に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が制定されたところであります。

これを受けまして、文部科学省は、過去に性暴力を行った者が再び教壇に立つことを防ぐ仕組みづくりを進めまして、令和五年四月から特定免許状失効者管理システムの運用が開始されております。

各任命権者は、このシステムを用いて、任用形態や勤務時間等の条件にかかわらず、事務職員、技能労務職員などを除いた全ての教職員について確認することが義務づけられておりまして、県教育委員会においても確実に実施しております。

さらに、採用に当たりましては、県教育委員会の人事担当者が必ず面接を実施し、人物の把握、理解に努めているところでございます。

○能登委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 御答弁ありがとうございます。

県教育委員会としては、確実に実施をいただいているということで大変ありがたいところではありますけれども、今回、この件に関しまして、文科省の担当者から直接お話を伺いました。山形県はしっかりと活用していただいているということでありますけれども、このシステムを活用していただかなければ、まずシステムの意義は成り立たな

いということでありまして、また、文科省としてはこちらのデータベースにも穴があることを認めておられました。

例えば、遡って四十年分のデータを記載しているわけでありましてけれども、昔は処分があまり厳しくなく免職になることが今に比べて少なかったもので、こういった事案を起こしても免職になっておらず、データベースに載っていないケースもあるということでありまして、実際、現状でも免許失効に至らない懲戒処分をしているケースもあると伺いました。そちらはしっかりと徹底してほしいということもおっしゃってございました。

そういうケースで照らし合わせますと、本年六月に、先ほど申し上げましたけれども、校内において女子児童のバッグから水着を密かに取り出し、その場で広げて見たという事案は、処分が一年間の停職ということで自ら依願退職されたと同っております。

他方、報道によりますと、この教員は性的欲求を満たすためにやったということも供述されており、これまで複数回繰り返したということで、常習性も認められております。今回、このケースで停職、依願退職ということでありますけれども、免許失効とはなっていないということでしょうか。

報道等では名前も出ておりませんが、県の発表でも名前が出ておりません。そうすると、他校の、例えば他県の学校ですとか私立学校などの教壇に再び立つという可能性もあるということでしょうか。

先ほど再び教壇に立つことがないようにという話がありましたけれども、今回の処分のケースで再び教壇に立つ可能性があるということであれば、今後似たようなケースでも厳正に処分をしていかなければいけないと考えます。今後の処分の方針に関して、いま一度伺います。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 基本的には、性暴力等の犯罪を犯した者については厳しく処分することとなっておりますので、そのように対応していくこととなりますが、もちろんその内容によって、あとは他県との均衡も考えながら、それは事案に応じて適切に判断していくことになると思います。

○能登委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今回の判断は、私はあまり適切ではないと思っております。常習性も認められますし、子供の水着に性的欲求というものを感ずるということは、私は危険性があると思っております。

他県では、学校内で生徒の衣服を窃盗した場合ですと懲戒免職になっているケースもございましたし、こちらの行為はその場で広げたということではありますけれども、窃盗もしくは窃盗未遂に当たるのではないかという可能性も感じますし、地方公務員法の信用失墜行為にも当たると思われますので、今後、同じようなケースがあった場合には厳正な処分を望みたいと思います。

続きまして、関連で質問を申し上げますけれども、先ほど申し上げましたとおり、こちらのシステムに関しましては、教員免許が失効し取り消されたことが前提であり、そのため、たとえ性犯罪の前科があっても教員免許がそのままであれば犯罪歴を知りようがなく、十分な対応ではないということで、国は新たに「こども性暴力防止法」いわゆる日本版DBSを昨年可決成立させました。

来年度より、学校、認可保育所、幼稚園、認定こども園、児童福祉施設、指定障害児通所支援事業等の事業者が、就職希望者や現職者の特定性犯罪歴の有無につきまして、こども家庭庁を通じ法務省に照会する制度が実施される予定でございます。本年九月には、こども性暴力防止法施行準備検討会の「中間とりまとめ」も発表されまして、制度全体の詳細な内容も見えてまいりました。

新たに実施される日本版DBSにおきまして、照会を行う手順や活用をどのように考えるか、また、過去の性犯罪をはじめとした日本版DBSの対象となる刑罰に該当する懲罰が新規採用者や現職者に発覚した場合、県教育委員会はそのように対応されるのかお伺いいたします。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 日本版DBSへの県教育委員会としての対応についてお答えをいたします。

お尋ねのございました日本版DBS利用の手順につきましては、こども性暴力防止法施行準備検討会が今年九月に公表した「中間とりまとめ」においては、性犯罪歴の照会について教職員本人から戸籍情報を提供してもらった上で、こども性暴力防止法関連システムを利用して確認するということが示されております。県教育委員会といたしましては、今年の十二月に策定の予定であるガイドラインを踏まえまして準備を進めてまいりたいと考えております。

また、このシステムに照会した結果、新規採用者や現職者の性犯罪が発覚した際の措置につきましては、来年十二月に施行されるこども性暴力防止法において、性犯罪前科があり、性暴力を行うおそれがあると認められる場合には、教職員としての本来の業務に従事させないことが定められております。

県教育委員会といたしましても、この法に従って対応することとなりますが、具体的な運用につきましては、これから策定されるガイドラインに基づいて検討してまいります。

これらのシステムの活用や採用時における面接での人物把握により、子供たちや保護者、地域の方々にとって安心

安全な教育環境となるように取り組んでまいります。

○能登委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 しっかりとガイドラインにのっとった対応をしていただきたいと思いますが、発覚した場合といまして安全措置を義務づけられておりますので、配置転換ですとか子供と一対一にならないような安全措置をしっかりとすることも大事であります。

また、こちらのシステムには、拘禁刑の場合は刑の執行から二十年、罰金刑の場合は十年、執行猶予の場合でも十年、DBSの記録に残るとされております。

一方、刑の消滅というのをごさいます、拘禁刑が十年、罰金刑が五年、執行猶予の場合は執行猶予経過後に刑が消滅するという、刑法三十四条の二に「刑の消滅」というものがありまして、賞罰欄に書かなくても虚偽申告にはならないということで、申告していない場合でもDBSで発覚する可能性がございます。

また、少年法におきましても、更生のために賞罰欄等には書かなくてよいという決まりがございますので、後々発覚してくるという可能性がございますので、今後は採用募集要項の採用条件や内定時の誓約書の誓約事項などに、子ども性暴力防止法に定められた特定性犯罪前科がないことを明示することなども必要となってくると思いますので、十二月を迎えるまでにしっかりと御対応の準備をお願いしたいと思います。

教育長、ありがとうございます。

こちらのシステムでありますけれども、公立学校については今、教育長に御答弁をいただきましたけれども、私立学校にももちろん適用がされます。

文部科学省が行いました私立学校等の特定免許状失効者管理システムの活用状況等の実態調査におきましては、全国の私立学校で七五%もの法人がデータベースを活用していなかったという驚きの実態も明らかになりました。

県内の私立高校にもしっかりとシステムを利用していただかなければ、このデータベースの意義はなくなり、子供たちを守ることができません。私立高校のデータベースの活用状況と県として正しい利活用を促すべきと考えますが、小中総務部長にお伺いいたします。

○能登委員長 小中総務部長。

○小中総務部長 お答えいたします。

私立高校における特定免許状失効者管理システムについては、教育職員を雇用する学校法人が活用することとされております。

委員から御指摘があったとおり、昨年度の文部科学省の調査では全国の学校法人の七五%が未活用であり、活用は二五%にとどまっているところ、令和七年十二月現在の県の調べでは、県内の私立高校十五校のうち十二校、すなわち八〇%において活用されております。

当該システムの利活用につきましては、文部科学省からの私立高校における活用の徹底を図る通知を周知するとともに、私立高校の理事長・校長が出席する会議の場など、機会を捉えて要請してまいりました。

未活用の三校に対しては、引き続き活用を要請するとともに、今後も各私立高校において適切に活用されるよう働きかけてまいります。

○能登委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 三校が未活用ということでございまして、先ほど申し上げましたとおり、やはりこのデータベースに載せなければ、他校で働くというケースも出てくると思いますので、私立学校の場合、協力を促すというお願いベースでしか対応できないかもしれませんけれども、県のほうでしっかりと働きかけをお願いしたいと思います。

御答弁ありがとうございます。

続きまして、不登校児童生徒を持つ親への支援についてお伺いをいたします。

これまでも、県議会では多くの議員が様々な場面で、不登校児童生徒に対する支援や教育側の支援体制、民間事業者と協力した取組などを取り上げてまいりました。不登校児童生徒数は、近年増加をしております、全国で約三十五万人と十二年連続で増加しております。

我が県におきましても、児童生徒数が減っている中で横ばいという形になっており、小中学生で二千三百四十三人、高校生で六百四十二人の児童生徒が不登校となっております、きめ細かな形での万全の体制のフォローが必要であります。

また、子供たちとともに頑張っている御両親への支援も大事であります。子供の面倒を見る責務があるとはいえ、精神面でも実生活の面でも、お子さんが不登校になったことによって大変な苦労をされているとよく伺います。

とりわけ、小さいお子さんを抱えた家庭では、精神的に不安になっている子供に寄り添い、また、食事等の実生活の面倒も見なければならず、離職やパートタイム等への転職を余儀なくされ、収入や生活の面で苦しい思いをされている方も多くいらっしゃいます。

不登校の子供を抱える家庭の詳細な実態調査は国でも行われておらず、不明確ではありますが、民間事業者の調査では二割弱の家庭で両親のどちらかが離職したという調査もございます。このように、家庭の経済状況が困窮することで子供たちの学びの場の選択肢が限られるなど、学びの機会が得られない状況に陥ることも懸念されるところでございます。

そういった中、今年度、県教育委員会では、不登校児童生徒の保護者への経済支援として、フリースクール等の利用料への支援を始めたと聞いております。利用者の親として月謝の負担は大きいため、今後も継続した支援をお願いしたいと思います。

一方で、県は教育機会確保法の趣旨を踏まえ、義務教育段階において誰もが多様な学習機会を確保できるよう取り組んでおられると承知しております。しかしながら、現在行われております県の支援方法は、県がフリースクールに通う家庭を直接支援するわけではなく、そちらを支援する市町村に対し実施するという形で予算を執行することとなっております。

これでは市町村が支援を実施している方々にしか支援は行き渡らず、現状、支援を必要とした全ての子供には支援が行き渡りません。今の支援の状況をお尋ねいたしますとともに、支援が広く実施できるよう御検討をお願いしたいと思います。県の見解をお伺いいたします。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 市町村が行うフリースクール利用料への支援についてお答えをいたします。

不登校児童生徒の教育機会を確保する上で、民間によるフリースクール等も重要な役割を担っているわけでありませうけれども、経済的に困窮する世帯では、その通所に係る費用が負担となっております。そのため、県教育委員会ではフリースクール利用料補助への支援を今年度より実施しております。

この事業では、学校教育法上、小・中学校等の設置ですとか学齢期の児童生徒の就学支援は市町村の責務であること、また、市町村が不登校児童生徒等の実情を把握していることから、フリースクール利用料補助事業の実施主体を市町村といたしまして、県はその経費の一部を補助するという枠組みとしたところでございます。

今年度につきましては、昨年度実施いたしました対象となる可能性のある児童生徒の予備調査に基づきまして、六市十七名程度を想定して予算化したところでありますけれども、現在のところ、フリースクール等の設置が多い二つの市で利用料補助制度が創設されております。さらに来年度は、複数の自治体が制度を立ち上げる予定であるとの報告を受けております。

フリースクール等関係団体が参集する不登校児童生徒の自立支援ネットワーク推進会議などの場におきましても、経済的に困窮する家庭への補助は今後も必要であるとの声があることから、県教育委員会といたしましては、来年度以降もこの事業を継続することを検討しております。

また、支援を必要とする家庭にこの制度に関する情報がしっかり届くよう、引き続き市町村やフリースクール関係者等に丁寧に説明するとともに、市町村に配置しているスクールソーシャルワーカーが保護者との面談の際にこの制度を紹介できるように周知を図ってまいります。

○能登委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

二市が実施されるということで、今、設置権者である市町村にということで改めて御説明をいただきましたけれども、他県では直接支援をしているところもございますし、もしくはフリースクールの団体に補助しているケースなどもありますので、そこは柔軟な考え方を持って、ぜひ市町村ではなくて困っている子供さんや親御さんに直接支援をしていただきたいというのが私の思いであります。

「誰もが」という言葉を使っていた以上、ぜひ二市以外の市町村の子供にも受けられるようお願いをしたいところでございますが、引き続き関連の質問をさせていただきます。

続きまして、学校における相談体制について質問をさせていただきます。

不登校児童生徒を持つ家庭への経済的な支援につきましては、ただいまお聞きしましたけれども、自分の子供が不登校傾向や不登校となっている保護者の中には、どのような機関に相談するとよいのか等の情報を十分に得られず、不安や孤独な気持ちを持っている方もいらっしゃいます。このような方々に対し、丁寧な対応が必要だと思っております。

児童生徒や保護者が最初に相談する場合は学校になると思っておりますけれども、一番身近な相談窓口でもある学校の現状はどのようになっているのでしょうか、教育長にお伺いいたします。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 学校における相談への対応についてお答えをいたします。

不登校児童生徒の社会的自立を促すためには、背景にある要因を多面的かつ的確に把握して、早期に適切な支援につなげることが重要になります。学校では、不登校の兆候を見逃さないために、学級担任や養護教諭が日常的に児童

生徒を観察して、小さな変化についてもきめ細かく把握するよう努めております。

その情報を教職員間で共有するとともに、気になる点については必要に応じて保護者に連絡を取るようしております。また、保護者に対しては、いつでも相談できることや担任以外の相談窓口もあることなどをあらかじめ保護者会ですとか学校だより等で広く周知し、相談しやすい環境づくりに取り組んでおります。

保護者との面談につきましては、学級担任が中心となって行っておりますが、相談内容によっては必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラーなど、専門知識を持つ教職員が同席し、丁寧に聞き取りを進めております。面談による相談内容を受けて、次に管理職や生徒指導担当、スクールカウンセラー等で構成する校内委員会を開催し、速やかな初期対応やその後の指導方針や支援内容について検討しております。

具体的には、教室での学習を続けながら担任等が継続的に見守ること、教室に復帰するまでの間、校内教育支援センターや保健室で学習をすること、あるいは一定の期間家庭で休養することなど、児童生徒の状況に応じた対応をしております。また、必要に応じて市町村の教育支援センターやフリースクール等への通所も視野に、保護者へ情報提供を行うとともに、これらの外部関係機関との連携を図っております。

不登校児童生徒への支援を適切に行うには、保護者との信頼関係を築くことが最も重要であります。そのためには保護者に対し共感的な姿勢で接し、適切なコミュニケーションを取ることが必要となります。その上で、不安な気持ちに駆られて性急に子供に登校を強いるのではなく、子供の意思を尊重しながら、将来の社会的自立に向けてどのような支援を行うのが適切なのか、学校と保護者との間で共通認識を持つことが重要であると考えております。

今年三月に改定いたしました「不登校児童生徒の支援ハンドブック」には、先ほど申し上げたような学校の組織的対応、児童生徒・保護者への接し方のポイント、連携すべき関係機関等が掲載されております。県教育委員会では、これを活用するとともに、生徒指導に関する研修会等を通じて全ての教員の教育相談に関する対応力の向上を図ってまいります。

○能登委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 相談体制もしっかりしていただいているということでありまして、学校現場、教員の先生におかれましては、こういった対応というのも負担になってしまうというところもあるかと思っておりますけれども、親としてはやはりこういった事案があったときに最初に相談するのが学校でございまして、学校を頼りにしているというところでもあります。先ほど触れました民間調査におきまして、気分の落ち込みや孤独を感じたという方が半数以上おられますし、三割弱の親御さんは体調不良を起し、精神科を受診した方も少なからずいるというアンケート結果も出ております。

親が潰れてしまっただけでは子供を守ることはできませんし、保護者と学校、関係機関とのより一層の連携をお願いしたいと思います。

教育長、どうもありがとうございます。

続きまして、困窮するひとり親への支援の在り方について伺いをいたします。

昨年、県が実施しました「令和六年度山形県ひとり親家庭実態調査」によりますと、ひとり親家庭の生活は、前回調査を実施した令和元年度から依然として厳しい状況が続いていることがうかがえる結果になっております。

具体的な調査結果の内容を申し上げますと、年間就労収入二百万円未満の割合は、母子家庭の母で四七・二%、父子家庭の父で二一・五%となっております。前回調査の令和元年から比べれば若干改善傾向にありますけれども、それでも母子家庭の母の年間就労収入二百万円未満の割合は半数近くを占めております。

また、賃金が上昇する一方で、物価や光熱水費の高騰などにより実生活は厳しく、今回調査においても現在の生活の状況が「大変苦しい」「苦しい」「やや苦しい」と回答している方を合わせた割合が、母子家庭で八一・五%、父子家庭で八四%と前回調査時よりも増加しており、依然として厳しい状況となっております。

実際に、私の周りのひとり親家庭のお母さん、お父さん方にお話を伺っても、子供が小さく残業ができないことや、パートタイム労働への切替え、子供の傷病などによる急な欠勤、自宅から近い職場への転職等々の理由で、就労を継続しても年収が下がったという方も多くいらっしゃいました。

こうした厳しい状況を踏まえながら、ひとり親家庭をしっかり支援していくことが必要であると考えますが、県のこれまでの取組状況と今後の方向性につきまして、しあわせ子育て応援部長にお尋ねいたします。

○能登委員長 齋藤しあわせ子育て応援部長。

○齋藤しあわせ子育て応援部長 お答えいたします。

子供が生まれ育った環境に左右されず夢と希望を持って成長できるよう、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて、相談支援を起点にした生活支援や就労支援、経済的な支援など、総合的な取組を進めることが重要であると考えております。

このため、県では、「ひとり親家庭応援センター」におきまして、育児や就業、家計、住居など多岐にわたる悩みや不安にワンストップで対応するとともに、県や市の母子・父子自立支援員による継続的なサポートやひとり親家庭が

利用できる支援制度をまとめたしおりの個別配付など、関係機関や市町村と連携した取組を進め、令和六年度は約一万四千件の相談が寄せられたところです。

生活支援につきましては、病気やけがなどで一時的に育児や家事が困難になったひとり親家庭への家庭生活支援員の派遣やファミリー・サポート・センターでの希望に応じた育児等の支援に加え、子供の学習支援や医療費助成、無利子での母子父子寡婦福祉資金の貸付けなど、きめ細かな対応を実施しております。

また、就業支援につきましては、ひとり親家庭就業・自立支援センターでの個別相談から企業へのアプローチまでの一貫した就業支援サービスの提供とともに、看護師や保育士、介護福祉士など就職に有利な資格取得に向けて、就学から生活費、家賃補助、就職までをパッケージとした切れ目のない支援を行っております。

さらに、県ではこれまでもコロナ禍等、状況に応じた経済的支援を行っておりますが、昨今の物価高騰等を踏まえ、今年九月には児童扶養手当を受給しているひとり親約六千世帯を対象にお米券を配付し、受け取った家庭からは「物価高の中ありがたい」「とても助かる」など、多くの声をいただきました。加えて、今年度、年度内のできるだけ早期に県産米十キログラムを提供するため、現在、手続を進めているところです。

こうした、ひとり親家庭に対する包括的な取組を進める一方で、支援を必要としている方が気軽に相談しやすい環境づくりも重要であります。今後は電話やメールに加え、新たにSNSを活用した相談の実施やひとり親家庭を取り巻く社会的課題に応じた研修等を行い、支援に従事する職員の資質向上を図ってまいります。

県としましては、引き続き、関係機関と連携して、お一人お一人の悩みや不安を丁寧にお聞きしながら、困難を抱える方も家庭の事情や経済的な理由にかかわらず安心して子育てができ、また、子供も幸せに育ち、自立できるよう、ひとり親家庭への支援の充実に取り組んでまいります。

○能登委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 御答弁ありがとうございます。

様々な支援を包括的に行っていただいているということでもありますけれども、一方で、ひとり親家庭でさらに介護や障がいを持つお子さんがいらっしゃるなどのダブルケアラーの方もいらっしゃいますし、働く親の代わりにお兄さん、お姉さんが下の子供の面倒を見ているヤングケアラーが発生しているというケースも多々見られます。

そういった中で、先ほどあったセンターのほうの御紹介で、「ひとり親家庭子育て生活支援事業」ということで生活の面倒を見てもらえる制度もございますけれども、こちら定期的な利用も含めまして原則は小学生までということで、一部中学生の方も見ていただけるということでもありますけれども、小学生だけにかかわらず中学生なども、対象年齢を拡大していただきたいという思いや、こちらを活用している方からは、時間の制限がございますけれどもこちらも拡大していただきたいというような要望もいただいておりますので御検討をお願いしたいということと、やはり困窮するということは仕事がうまくできていないということもあるかと思えます。

先般、佐藤文一議員が一般質問で病児・病後児保育の件も質問しておられましたけれども、そういった体制を拡充することも必要でございますし、企業側の理解というのも必要かと思っております。

山形県では、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍などの推進に積極的に取り組んでいる企業等を県が認定する「やまがたスマイル企業認定制度」がございますけれども、こちらの制度にもぜひ、ひとり親家庭が就業しやすい会社という項目を設けていただければ、企業の理解も進んで、そして親御さんが働きやすい環境の整備につながると思いますので、ぜひ御検討をお願いいたしまして次の質問に入らせていただきます。

続きまして、障がい者の収入向上の取組について伺います。

昨年の一般質問におきましても、障がい者の実雇用率について法定雇用率の改定とともにその対策について質問をさせていただきました。そしてまた、我が党の相田光照議員も昨年、議会において二度、工賃向上対策について質問をされている中で、さらに私が質問すると少ししつこいんじゃないかと思われるかもしれませんが、私も議員になる以前からボランティアで障がい者の方の就労促進や収入向上に取り組んできたという経緯もございますし、議員としてもライフワークであると思っておりますので、改めて質問をさせていただきたいと思えます。

画像資料を参考に質問をさせていただきます。(画像を示す)

昨年度、国の工賃の計算方法が変わりました。令和六年度の障害福祉サービス等報酬改定におきまして、障がい・特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、工賃支払対象者数全員を分母に用いた計算方式から、前年度の一日当たりの平均利用者数を分母に用いた新しい計算方式に変更されまして、実労働者数に応じた一人当たりの工賃がより実態に近い金額で公表されることとなりました。

これに伴いまして、第五期山形県工賃向上計画におきましても、令和八年度の目標を一万七千円から二万三千四百円に変更をされたことと承知しております。

一方で、計算変更後の工賃の全国順位につきましては、我が県は令和四年の四十六位から令和五年度全国最下位に逆戻りをいたしまして、一万八千九百四十四円となっております。全国平均とは約五千円の差があり、さらに全国トップの

徳島県は二万九千三百十二円の工賃でありまして、その差は実に一万一千円以上もの差があります。

これまでも企業とのマッチングや協力関係の構築、事業所の生産した商品や食品の販売会の実施、農福連携の推進等、様々な努力をしていただいておりますが、工賃は着実に上がっているところでございますが、今後、全国で最下位となる障がい者の工賃向上と全国平均水準という目標を達成するためにどのような取組を進めていくのか。これまでの支援では現状を打破することは厳しいと考えておりますけれども、対応について健康福祉部長にお伺いをいたします。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 お答えをいたします。

本県における就労継続支援B型事業所の平均工賃月額につきましては、全国の中でも低い水準にあります。委員の主張にもありますとおり、令和三年度の平均工賃月額一万二千九百四十三円が、令和四年度は一万四千三十七円、令和五年度は一万八千九百四十四円と年々増加してきております。

県では、工賃向上に向けた取組として、令和四年に山形県共同受注センターを設置したほか、共同受注センターによる企業等とのマッチング支援、福祉との協働事業に賛同する山形県ふれあいパートナーシップ企業の募集、製品販売会等による販路拡大、農福連携による就労機会の拡大、公共機関による優先調達の推進など、様々な取組を積極的に進めてまいりました。

その中でも、共同受注センターのマッチング支援の件数は、設置二年目の令和五年度が百七十六件、令和六年度が二百四十四件、今年度は十月末までの七か月間で昨年度を上回る二百九十一件と大幅に増加しており、平均工賃月額の向上に大きく寄与しているところでございます。

マッチング支援の一つの事業所の例を申し上げますと、新たに企業の清掃業務を受注することで利用者の平均工賃月額が二倍以上となり、全国平均工賃月額を上回る額となるなど、大きな成果を上げているところでございます。

県では、こうした実績を踏まえて今年度の新たな取組として、県内企業やB型事業所を対象とする共同受注センターによるマッチング支援の好事例を紹介するセミナーを開催し、障がい者の工賃向上に向けた環境整備に取り組むとともに、経営コンサルタントと連携したB型事業所の個別相談会を県内四地域で開催するなど、経営改善や職員の営業スキルの向上なども支援してまいります。

このような取組を進める一方で、B型事業所の中には、利用者の生活面での支援が中心となり工賃向上の取組まで手が回らない、工賃向上の取組へ職員の意思統一が図られていないなど、事業所の人員体制や運営上の課題とともに、利用者の障がいの特性などにより受注できる業務内容の違いや県内の平均工賃月額の地域差など、工賃向上に向けた取組を一律には進められないといった課題も見えてきたところでございます。

県としましては、こうした課題に対応するため、今後、B型事業所へのアンケートや面談等を実施し、特に平均工賃月額の低い事業所の運営状況や工賃向上の取組などの実態を把握しながら、それぞれの事業所の実情に寄り添ったきめ細かな支援に取り組んでいくとともに、来年度は次期山形県工賃向上計画の策定年度に当たることから、工賃向上に向けた効果的な施策のさらなる展開に向け、調査・検討を進めてまいります。

○能登委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

令和二年度から毎年工賃が上がっているということではありましたが、昨年の先ほど申し上げました相田光昭議員の一般質問におきまして、B型事業所の工賃水準の目標を金額からランキング順位の上昇にしていかがという質問がありまして、私はなるほどなというふうに思ったんですけども、県当局からは、前年度の実績等を勘案して次期計画においても年度ごとの具体的な金額を示し、各事業所における工賃向上の取組を促進することによって工賃月額の全国順位の向上につなげてまいりたいというお話がありました。当然ながら他県も工賃向上に取り組んでいるわけでありまして、山形県の努力、また、関係各位の努力を否定するわけではないんですけども、むしろ順位が下がってしまったというのは結果としてあると思いますので、やはり金額だけでなく具体的な順位目標も立てたほうがよいのではないかと私は思っております。

令和八年度までは目標設定されておりますので、令和九年度以降の目標設定につきまして、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

関連しまして、ぜひ全国順位を目標にすることについて御見解をお願いいたします。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 今、御指摘いただきまして、全国順位を目標にすることによってでございますけれども、先ほど申し上げましたように、様々な県内の課題というのも個別の課題があるというのも見えてきているところでもございますので、その辺も含めまして、来年度以降の工賃向上計画の策定の中でいろいろ検討していきたいと思っております。

○能登委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ぜび、他県に負けず順位が上がるように計画を立てていただきたいと思います。

関連しまして、答弁にもありましたけれども、受注センターの件、また、優先調達についてお伺いをしたいと思います。

先ほど話があった中で、すぐに工賃アップに結びつくのは、新商品の開発、高付加価値化などもさることながら、仕事の量と単価の高い仕事を受注することだと思っております。

その中で、優先調達におきましては、県としても前年を上回ることを目標に掲げて調達をしていると承知しておりますけれども、全国に比べると件数は平均より低く、また、一件当たりの調達金額も下位グループに入っております。

全国一位の徳島県では、工賃向上に向けまして優先調達推進本部を設け、県の仕事で優先調達に出せる業務の洗い出しを行い、共同受注窓口が仕事の差配、分配まで行って発注する方法を取っております。これによりまして、多くの仕事が偏ることなく広範な事業所に発注されております。

我が県におきましても、共同受注センターが企業との取引のあっせんや紹介、B型事業所への協力の趣旨に賛同する企業、「山形県ふれあいパートナーシップ企業」を募集し、それぞれ実績を上げております。これまでの共同受注センターの実績は十分であり、この実績を考えれば、さらに人員を増やし機能強化を図ることで、さらなる利活用が進むと考えております。

また、県内の市町村での優先調達状況には大きく開きがございます、多いところでは二千万、山形県と同じような優先調達の状況もありますし、低いところはゼロということもございます。そういったところも市町村を巻き込んで、県としてリーダーシップを持って共同受注を増やしていくということも考えなければいけないと思っております。

市町村も巻き込んだ調達を増やす取組、また、共同受注センターをさらに活用すべきと考えますが、人員増加による体制強化により取組を充実させることについて、県のお考えをお伺いいたします。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 お答えをいたします。

障がい者就労施設等からの優先調達につきましては、障害者優先調達推進法に基づき、障がいのある方々の自立の促進を図ることを目的に、本県においても県や市町村等で毎年度、障がい者就労施設等からの物品や役務等の調達を推進するための調達方針を策定し、取組を進めております。

本県の優先調達の実績額につきましては、全国平均より低い水準にありますが、令和五年度、県が二千九百五十一万円、市町村が六千七百六十五万円と、県、市町村ともに前年度から約一千万円ずつ増加し、平成二十五年の制度開始以降、最高額となるなど、着実に増加しているところです。

優先調達を推進するための具体的な方策として、県では県の全機関や市町村等に対して、障がい者就労施設等で取り扱っている物品や役務等の一覧を提供しながら、優先調達の実施に向けた協力依頼を行っております。

あわせて、優先調達の積極的な活用を促すため、県の会計担当者向けには、優先調達の事務手順を分かりやすくまとめた資料の配付を、市町村の職員向けには、各種会議など様々な機会を捉えて優先調達の推進に向けた協力依頼を行っております。

さらに、山形県共同受注センターの設置以降は、コーディネーターが県の各機関や市町村等を訪問し、障がい者就労施設等が提供できる物品等を紹介しながら制度の活用を促すとともに、実際の受注に当たっては、障がい者就労施設等の物品などの提供能力なども考慮して、複数の障がい者就労施設等への分割発注や共同受注の取りまとめを行うなど、優先調達が利用しやすくなるよう調整を図ってきたところです。

一方、県内の一部の市町村においては、当該市町村内に優先調達の対象となる物品や役務等を提供できる障がい者就労施設等が少なかったり、場合によっては施設自体が開設されていないなどの理由から、調達額が非常に少ないなど、委員御指摘のとおり、市町村によって優先調達の取組状況に大きな開きがあるのも事実です。

このため、県としましては、県の機関だけでなく市町村等も含めた全県的な優先調達の取組をさらに推進していくため、来年度、新たに県及び共同受注センター、市町村等による意見交換会を開催し、優先調達に係る優良事例の紹介や制度の周知、個別相談への対応などに取り組んでまいります。

なお、共同受注センターの人員増につきましては、現在の組織体制や業務内容などについて評価・検証を行うとともに、他県の状況なども参考にしつつ、委託先である県経営者協会の意見などもお聞きしながら検討をしております。

○能登委員長 鈴木委員。時間が迫っておりますので簡潔にお願いします。

○鈴木委員 答弁ありがとうございます。

いろいろとお話したいことはありましたけれども、時間が迫っておりますので、最後に一つだけお知らせをさせていただきたいと思っております。(画像を示す) 今日ここにいらっしゃる皆様にも、収入向上に御協力いただける耳よりな

お知らせでございます。

山形県議会は、身近な県議会を目指す取組の一つとして、生徒・学生による発表の場というものを設けております。本日、県議会議事堂一階ロビーにおきまして、県立酒田光陵高校ビジネス流通科の生徒が、障がい者就労事業所等で作られた製品の販売実習「mar a マルシェ I N山形県議会」が、この後開催されます。このチラシも酒田光陵高校の高校生が作成されたものでございます。

議員の皆様、執行部の皆様、そして傍聴者の皆様も、お帰りの際ぜひ御協力をいただけることをお願い申し上げまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○能登委員長 鈴木学委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十一時 一分 休 憩

午前 十一時 十分 再 開

○能登委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。江口暢子委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

江口暢子委員。

○江口委員 県政クラブの江口暢子です。質問の機会をいただきましたこと、会派の皆様へ感謝申し上げます。

このたびの青森県東方沖地震で被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願います。

それでは、早速質問に入ります。

最初に、庄内地方における松くい虫対策について質問いたします。

こちらの写真は、(画像を示す)この赤くなっているのが被害を受けている松の状況です。私は、九月定例議会でもこの質問を取り上げ、その際に、大きく二項目について御答弁いただいたと承知しております。一項目めは、被害木の中に存在するマツノマダラカミキリの全量駆除を見直し、ゾーニングを行い、防除対策の重点化を図ることです。二項目めは、枯れた木による倒木等の二次被害対策を実施するということでもあります。この質問は、地元でも反響が実に大きく、庄内地方において極めて重大な、そして生活に直結する切実な課題だと強く認識しているところです。

今回、再度この質問を取り上げますのは、今年の松くい虫の被害が過去最高だった昨年を上回る見通しで、これまでに類を見ないほど悪い状況であること、そのことによる二次被害のおそれが住民生活を脅かしていること、こうした地域の声を受け止めてのことであります。

先月二十八日には、知事自らが松くい虫被害現場に足を運び、視察をされましたが、現場を御覧になられての知事の率直な所感をお伺いいたします。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 私も、庄内地域に足を運ぶたびに、高速道路から見える範囲で茶色いのが増えてきて、ちょっと本当に増えてきているなという思いを持っておりました。

庄内海岸林は、海からの強風や飛んでくる砂を防ぐために造成されてきた歴史的な遺産であります。現在も防風林として、庄内地域の暮らしや農業等の産業を守る重要な役割を果たしております。

こうした中、令和五年頃から、夏の高温少雨などの影響を受け、松くい虫被害が急増し、令和六年度は過去最大の被害量となりました。今年度、令和七年度につきましては、前年と同じ時期の被害状況を比較するため、九月からドローンで撮影しましたところ、昨年度を上回る広範囲において急激に被害が拡大しているということが確認されたところです。

このような状況を受け、先月二十一日に、私から直接、鈴木農林水産大臣に対して被害状況を説明申し上げ、松くい虫被害対策の強化に向けた予算の確保を要望してまいりました。

また、先月二十八日には、酒田市を中心とした被害状況を現地で確認し、改めて被害の甚大さを実感いたしました。特に、通学路や国道百十二号沿いなどでも被害を受けた枯死木が多く見られまして、これらの倒木や幹折れによる人身被害や電線切断、通行障害、農業用ハウスの損壊などの二次被害が大いに心配になったところでもあります。これからの冬の時期は、強風や積雪などにより一層危険性が高まりますので、二次被害対策を早急に講じる必要があると感じたところでもあります。

現地を視察した後に行われた意見交換会では、鶴岡市長、酒田市長、遊佐町副町長から、二次被害対策への財政的

支援や県主導による対策体制の構築などの要望をいただきました。また、鶴岡市、庄内みどり、酒田市袖浦の各JAの組合長さんをはじめ農業者の方々からは、倒木発生による営農への不安や、早急な二次被害対策を求める御意見を頂戴し、切実な思いを重く受け止めたところであります。

なお、同日に高橋副知事が林野庁長官を訪問しております。松枯れ対策について重ねて要望を行い、長官からは「林野庁と県と連携して取り組んでまいりましょう」とのコメントをいただいております。

県としましては、緊急的な対応として、倒木による二次被害を防止するための伐倒を市町や関係団体と連携して最優先で取り組んでまいりたいと考えております。

また、これまでにない深刻な被害状況を踏まえ、海岸林の再生に向けては、これまでの防除での対応だけでは難しく、植え替えを進めるなど、被害状況に応じた新たな対策を講じることが必要でございます。

今後は、目の前の緊急的な対策と並行して、新たに産学官一体となった庄内海岸林再生プロジェクト会議・仮称といったことを立ち上げ、林野庁や市町、関係団体と連携して、県内外の企業やボランティアなどのお力添えもいただきながら、庄内海岸林の再生に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○能登委員長 江口委員。

○江口委員 知事、大変ありがとうございました。

歴史と産業を守ってきたという、そういったところに共感をいただいた上で、さらに地元の切実な声を受け止めていただいたということで、大変ありがたく、うれしく思っているところです。

そしてさらに、国への要望、そして副知事も働きかけいただいたということで、国、県、市町村と、そして関係団体と一体となって取り組んでいく、そういった力強い前向きな御答弁だったと受け止めております。本当にありがとうございます。

それで、松くい虫対策の方向性についてさらにお聞きしたいのですが、去る十月二十九日、遊佐町において第一回庄内海岸林松くい虫被害対策強化プロジェクト会議が開催されました。国、県、鶴岡市、酒田市、遊佐町、森林組合、ボランティア団体の方々で構成されるこの会議で、今年の松くい虫の被害状況について話し合われたということで、新聞報道等でも取り上げられましたが、どのような協議がなされ、県では今年の被害をどう認識されているのでしょうか、伺います。

また、ただいまお話にありました、十一月二十八日には庄内開発協議会から要望書、鶴岡市農協・庄内みどり農協・酒田市袖浦農協から要請書が県知事に提出されたということですが、今年の被害の状況を受けて、さらに対策を強化すべきと考えますが、どのような方向性で対策に取り組むのでしょうか、高橋農林水産部長に伺います。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいま江口委員から松くい虫対策の方向性について御質問いただきました。

先ほど知事からの答弁にもありましたように、今年度については、高温少雨の影響等により被害の拡大が収まっていないという状況もございましたので、九月から十月にドローンで被害状況の調査を行ったところであります。その結果、被害が少ない区域もあるものの、広範囲で被害の拡大が見られ、クロマツを保全する区域としてゾーニングしたエリアにおいても被害が大きく、防除を講じたとしても松林として維持することが困難な箇所が数多く確認されているところでございます。

こうした急増する被害を踏まえ、先ほど委員からもありました、十月二十九日に庄内海岸林松くい虫被害対策強化プロジェクト会議を開催し、今後の対策について意見交換を行ったところであります。委員からは、「鶴岡市、酒田市の国道百十二号より海側の松林はほぼ全滅に近い状況であり、海岸林の再生を進めるべき」あるいは「倒木による道路や農業用施設等への二次被害対策を優先して実施すべき」などの意見が出されたところであります。

県としましては、こうした意見を踏まえ、枯死木の倒木等による二次被害を防止するため、市町等と連携して危険な枯死木の伐採に最優先で取り組むとともに、地域住民への危険防止の周知に引き続き取り組んでいるところでございます。

また、先月二十八日の現地視察や意見交換を踏まえ、これまでの対応方針を転換し、被害の状況に応じた新たなゾーニングを行い、被害が多く防除効果が期待できない区域については、防除によらず海岸林の再生に向けた対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

具体的には、早急に被害状況の解析を行い、被害が多い区域のうち、クロマツ以外の樹種が育たない場所では、枯死木の伐採後、マツノザイセンチュウへの抵抗性が高いクロマツを植栽し、松林の再生を促してまいりたいと考えております。また、林内に広葉樹が生育している場所では、枯死木を伐採し、天然更新によりクロマツ林から広葉樹林への樹種転換をするほか、広葉樹が見られないような場所では、カシワやタブノキ等の広葉樹を植栽して海岸林の再生を進めてまいりたいと考えております。

なお、被害が少なく防除効果が見込まれる区域については、防除を継続し、今あるクロマツ林を守っていくことと

しております。

庄内海岸林は、海からの強風や飛んでくる砂から住民の生活や農地等を守る大切な財産であり、その機能を未来につないでいく必要があります。県としましては、先ほど知事からもありました庄内海岸林再生プロジェクト会議・仮称において、官民一体の中長期ビジョンを策定し、関係機関が連携して庄内海岸林の再生にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○能登委員長 江口委員。

○江口委員 高橋部長、御答弁ありがとうございます。

続けて、二次被害対策についてお聞きしたいと思います。

今もお話にございましたが、地域では、これまで強風や飛砂から住民生活を守ってきた機能が失われてしまうのではないかという強い危機感を持っています。現状では、道路、通学路、農道へ枯れ松が倒れることによる交通障害や農業用施設の倒壊など二次被害が多発しています。

酒田市では、こうした可能性があるため、倒木した場合の影響が大きい枯れ松を優先的に伐倒処理しているところですが、しかし、二次被害対策に係る予算の確保が厳しくなっており、これから向かう冬の除雪についても、建設現場から、枯れ松や落ちた葉が路肩にあふれ、除雪の排土板が滑ってしまい、除雪に支障が出るといった声も聞かれました。

ここについても、市で落ちた枯れ松を剥ぎ取って、除雪が可能な状態にするといった作業を行っているようですが、対応が追いつかない箇所もあるということです。市町でも最大限努力はしておりますが、スピードが速く、対応も予算も追いつかない状態です。また、雪の重みから、枯れた松の枝による人身被害も懸念されています。

県からは、今年度、県補助金十分の二を新設していただいていたところですが、松くい虫被害の二次被害対策に係るさらなる対策事業の継続が必要だと考えますがいかがでしょうか。高橋農林水産部長に伺います。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいま二次被害対策についてお尋ねがございましたのでお答えしたいと思います。

九月の予算特別委員会でもお答えしているところでありますが、限られた期間の中で広域的に松くい虫被害対策を講じる必要があるため、県は民有林のうち保安林を、市町は保安林以外を対象とし、分担して対策を進めているところでございます。

クロマツ被害の急速な拡大に伴い、枯死木の倒木や枝折れなどの危険性が高まっていることから、市町が本来担うエリアの枯死木伐採等の二次被害対策について、先ほど委員からもございましたように、県が費用の一部を支援しているという状況でございます。さらに、今般のさらなる被害拡大を受けまして、二次被害防止対策を緊急かつ迅速に実施するため、市町への追加支援に係る補正予算を十二月議会に提案しているところでございます。

こうした中、先週三日から四日の強風によって、枯死木の倒木や枝折れにより、鶴岡市、酒田市で農業用パイプハウス十二棟が損壊するなどの二次被害が発生しております。このため、県では、さらなる二次被害の防止に向けて、既決予算を活用して、国道百十二号に隣接する保安林など、緊急性が高い箇所を優先して枯死木の伐採を進めているところでございます。また、市町に対しては、財政面での支援に加え、道路や農業用施設周辺での倒木等の危険性の高いところから伐採を進められるよう、引き続き助言してまいりたいと考えております。

なお、枯死木の伐採の中でも、強風の影響により斜めに傾いたクロマツが民家や電線、農業用施設などに近接している場合は、ロープやクレーン等を用いた高度な伐採技術が必要となるため、こうした技術を持つ特殊伐採事業者の確保が課題ともなっております。

このため、これまで枯死木の伐採を担ってきました森林組合や林業事業者と専門の特殊伐採事業者とが連携協力する体制を早急に整備するとともに、庄内地域以外からの応援体制を構築し、危険木の迅速かつ安全な伐採に取り組んでまいりたいと考えております。

○能登委員長 江口委員。

○江口委員 二次被害対策についても大変前向きな予算を組んでいただけたという方向でございました。二次被害が本当に喫緊の課題として迫っているところ、この冬を迎えるに当たって不安なところでございます。ぜひよろしくお願いしたいと思います。また、地域もまたがりますし、年度を越えた発生も見込まれています。ぜひ、国、県、市町村一体となって、令和八年度でもそういった予算を含めた対策も見通していただきたいと意見を申し上げます。

高橋農林水産部長、ありがとうございました。

続きまして、庄内空港の機能強化検討について伺います。

去る十一月六日に庄内空港において、本県と台湾を結ぶ国際チャーター便が中華航空によって実に一年九か月ぶりに運航されました。ここに至るまで御尽力された多くの関係の皆様、この場をお借りいたしまして敬意と感謝を申し上げます。

庄内空港が久しぶりに国際空港として華やかな雰囲気に入れられ、高揚感に満ちておりました。私も県政クラブ有志でこの便を活用し、東北公益文科大学と台湾の大学との交流の可能性や、山形市、酒田市の各友好都市の台南、台中も含めた現地調査に参りました。そして、空港機能整備の課題を目の当たりにいたしました。

庄内空港が今検討しているC I Qの機能整備には十分なスペースを確保する必要があり、グランドスタッフも多く必要とされ、そこに乗客を迎え入れるには、余裕のあるフロアが必要であると痛感いたしました。搭乗待合室では座れない乗客も多く、長時間立ったままの方も見受けられました。今後の国際チャーター便によるインバウンド・アウトバウンド需要のより一層の拡大のため、空港ビル施設の充実を図ることは急務であると実感いたしました。

一方で、庄内空港の滑走路は二千メートルと短いため、就航する国際チャーター便は、今回運航された台湾便のように、小型機を用いた近距離国との間の便にとどまっています。滑走路を延長すれば、より大型の運航機材で、またASEAN諸国など、より遠くの国々まで就航範囲を広げることが可能となるほか、加えて、このことは冬期間の安定就航にも資するものと考えます。

また、山形空港は、東日本大震災時において、津波被害を受けた仙台空港の代替機能を果たした経緯がありますが、庄内空港においても、一部の便で運航機材を大型化することで、混雑する山形空港の旅客需要の増加に対応したところとあります。

今後、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝地震など、太平洋側が中心となる大規模災害に備えて、日本海側の国土強靱化を進めることは必定です。こうした状況下で、仙台空港や他県の空港が被災した場合のリダンダンシー機能は、庄内空港においても備えるべき機能ではないでしょうか。

庄内は、内陸と比較すると、鉄道や高規格道路といったインフラのさらなる整備が望まれる状況にあり、空港の果たす役割は特に重要であると考えます。県では、庄内、山形の両空港で空港機能強化検討会議を立ち上げ、今後、それぞれの空港で機能強化等の方向性を取りまとめた空港将来ビジョンを策定していくとしています。

庄内空港が果たすべき役割を踏まえた場合、滑走路延長を含めた様々な機能強化が求められると考えますが、今後どう議論を進めていくお考えか、永尾県土整備部長に御所見を伺います。

○能登委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 庄内空港の機能強化の検討についてお答え申し上げます。

コロナ禍で低迷した本県のインバウンドが二年連続で過去最高を記録する中、人口減少下において地域の活力を維持・向上させていくためには、この旺盛なインバウンド需要を最大限取り込んでいくことが重要であり、国際線の就航拡大に向けた空港の機能強化は喫緊の課題と考えております。

このため、今年度は、昨年度開催いたしました空港将来ビジョン検討会からさらに議論を前に進めていくため、山形空港、庄内空港それぞれで空港機能強化検討会議を立ち上げたところでございます。

会議では、地域のために空港が果たすべき役割とその実現に向けて必要な空港機能強化などの方向性を取りまとめた空港将来ビジョンの策定を目指すこととしております。このため、委員には、実践的な議論ができるよう、昨年度の検討会の有識者や自治体・商工観光関係者に加えまして、国内外の航空会社や空港関係者に参加していただくとともに、国の機関からもオブザーバーとして参加いただくことといたしました。

十一月二十七日に開催いたしました各空港の第一回の検討会議では、空港が果たすべき役割と必要な機能強化について、まずは参加した委員から自由に御意見を伺ったところでございます。

庄内空港の検討会議におきましては、国際線の就航拡大に向け、滑走路の延長や国内線との動線分離を図るための空港ビルの拡張が必要とする意見のほか、国内線の充実や冬季の安定就航の確保、混雑する駐車場への対応など、様々な御意見をいただきました。また、東日本大震災時に庄内空港が果たした役割も紹介され、今後の災害に備え、庄内空港でも他地域を支援できる機能を備えるべきとの意見もいただきました。

今後は、庄内、山形両空港の将来ビジョンの令和八年度中の策定を目指しまして、各空港で必要となる機能強化とその実現のために必要となる県や地域の取組について議論を深めてまいりたいと考えております。

○能登委員長 江口委員。

○江口委員 多くの課題と多額の予算が見込まれる重要プロジェクトだと認識しております。どうぞ鋭意推進していただきまして、ぜひ、山形空港か庄内空港かという議論ではなくて、共にそれぞれに公益的な視点で可能性を探っていただきまして、的確な離陸と着陸を目指して議論していただきたくお願いいたします。

永尾県土整備部長、ありがとうございました。

続きまして、地域における防災学習アクションプランの検討状況について質問します。

本県では、昨年、能登半島地震及び本県における七月の大規模災害等の教訓・課題を踏まえ、県民の防災意識向上を図るため、令和七年度において、「地域における防災学習アクションプラン」を策定する予算を計上しております。県の防災学習に係る基本的な考えの整理及び地域住民が防災活動を行っていくための学びの指針策定のために、現在、

鋭意検討作業等進められていることと承知しております。この中では、私も以前提言申し上げましたVRによる災害疑似体験機会の創出なども検討されているということで、デジタルを利用した防災学習には期待をしたいと思っています。

また、本県の第四次総合発展計画後期実施計画によれば、「家庭で防災対策に取り組んでいる県民の割合」のKPI指標値を令和十一年度に五五%と挙げています。防災学習アクションプランは、広く県民に自助・共助のそれぞれの役割や連携を理解する機会の提供となり、防災意識向上を図ることができるものと思っています。

現在、この防災学習アクションプランの検討状況はどのように進んでいるのでしょうか、庄司防災くらし安心部長に伺います。

○能登委員長 庄司防災くらし安心部長。

○庄司防災くらし安心部長 お答えいたします。

近年の気候変動や少子高齢化、過疎化といった社会構造の変化により自然災害のリスクは増大してきており、こうした変化に対応するためには、これまで以上に「一人一人の備え・自助」と「地域の助け合い・共助」が不可欠であります。

このため県では、自助と共助をしっかりと機能させるためには、県民、関係者が災害を自分事として捉え、防災意識を高める必要があるとの認識の下、地域で主体的に防災学習を進めるための学びの指針となります防災学習アクションプランを作成することとして、現在検討を進めております。

検討に当たっての基礎調査といたしまして、関係部局や専門家のお話をお伺いするとともに、市町村に対して、地域における防災学習の実施状況や取組の優良事例等を把握するため、アンケート調査やヒアリングを実施いたしました。これらを参考に、防災学習アクションプランのたたき台を作成し、十月に開催した外部有識者で構成いたします検討委員会に提示したところであります。

たたき台では、プランの基本理念について、「地域住民一人ひとりが自らの命を守ることができ、互いに協力・連携し自分たちの地域を守る力を身につけることで、将来にわたって災害による被害を最小化できる地域社会の構築を目指す」といたしました。その上で、地域における防災学習の柱として、「災害を自分事化する防災学習」「地域の防災活動の実効性をあげる防災学習」「幅広い担い手を育成する防災学習」の三つを掲げ、柱ごとに目指すべき姿とそれを実現する上での課題を明確化した上で、県、市町村、地域コミュニティ、住民等それぞれの役割と具体的取組の例を示して、その横展開にも資するなど、より実践的なものになるよう意を用いたところであります。

委員からは、「災害を自分事として捉えるために、体験型に加えてVR等デジタル技術を活用した疑似体験など体験型学習の充実が重要である」ことや、「単発で終わらず、外部の協力を得ながら地域に合った継続的な訓練・研修体制を構築し、防災活動に結びつけることが必要」、また、「防災士など人材育成の取組に加えて、育成した人材が地域で活躍できる仕組みづくりが重要」など、多くの貴重な御意見をいただいたところでございます。

今後、いただいた御意見を踏まえまして検討を深め、今年度末までにプランを取りまとめてまいります。県民一人一人が災害から自らの命を守り、地域で助け合う行動を取れるよう、実効性のあるアクションプランを策定し、県内各地域での防災学習の充実を図ってまいります。

○能登委員長 江口委員。

○江口委員 部長、ありがとうございます。

自分事化することがまさに一番大切なことではないかなと思っています。今、先ほど申し上げました青森県の地震によりまして、初の後発地震注意情報が発表されている最中でありまして。災害がいつ起こるか分からない、自分事として考える、そのためにとても大切なアクションプランであると思っていますので、鋭意進めていただきたいと意見を申し上げます。

それでは続いて、今のお話にもありましたが、防災人材の育成について質問いたします。

このアクションプランを実効性のあるものにするためには、地域における防災人材が必要となってまいります。防災に必要な人材は、災害予防の段階、災害発生時、災害発生後でそれぞれ違ってきます。また、地域ごと、専門ごとにも違ってまいります。これまで災害の少なかった本県において、防災人材は少ない状況にあり、防災分野の人材育成を急ぐ必要があると考えます。

前述の第四次総合発展計画によれば、KPI指標値として、令和五年度に九百九十六人であった防災士の養成人数を令和十一年度には二千七百人としています。また、令和七年度には女性防災士育成セミナーなどの防災人材を育成する事業などが掲げられておりましたが、現在の取組状況を伺います。

国では、災害の激甚化・頻発化により避難生活が長期化する中、「避難生活支援リーダー／サポーター研修」を実施しています。昨年の大雨災害時、私も地元の防災士として、自主防災組織のメンバーとして避難所の現場運営に携わりました。次々と訪れる避難者、ペットや車椅子の方、ありとあらゆる臨機応変な対応について、やはりある程度

の知識や訓練を研修・経験している防災人材は必要だと感じています。

今後、防災人材育成のためのそういった国の研修にも取り組むべきと考えますが、それも含めて、今後、県として防災人材育成についてどのような見通しを持って取り組んでいくお考えなのか、庄司防災くらし安心部長に伺います。

○能登委員長 庄司防災くらし安心部長。

○庄司防災くらし安心部長 お答えいたします。

地域の防災力を高めるためには、平時には地域住民への防災知識の普及や訓練の企画・指導を行い、災害発生時には応急対応に当たる防災の専門的な知識と技術を備えた人材が欠かせないことから、県では防災人材の育成に取り組んでおります。

まず、防災士の育成についてであります。地域の防災リーダーとなります防災士を育成するため、平成二十七年に県主催で養成研修講座を開始し、以来、昨年度までに一千二百名以上の防災士を育成してきております。今年度は、募集定員を昨年度の一・五倍となる三百名に拡充したところ、定員を超える申込みがあるなど、着実に防災士の育成が図られているところであります。

特に、防災分野における女性の一層の参画に向けて、女性防災士の増加を図るため、今年度、市町村を通して女性の受講を啓発したほか、新たな取組として、第一線で活躍中の女性防災士が女性の視点からの災害対応を紹介しつつ、講座の受講を促すショート動画を作成し、SNS等で発信したことなどにより、このたびの防災士養成講座での女性受講者は過去最高の百十五名となったところでございます。

さらなる機運醸成に向けて、年明け一月から女性対象の防災士育成セミナーを県内四地域で開催することとして、現在、広く募集しているところでございます。災害対応において、女性の視点が十分に反映された避難所運営や生活支援等を行うため、女性の防災リーダー育成を促進し、多様なニーズに対応できる体制づくりを進めてまいります。

加えまして、学校での防災に関する学びの充実に向けて、県内の教員を志望する大学生に対する防災士養成講座受講に係る助成制度を新たに創設し、十七人の学生から申請があったところでございます。防災士資格を持つ教員が学校現場で防災教育を担うことで、子供たちの防災意識向上に大きく寄与するものと考えているところでございます。

次に、「避難生活支援リーダー／サポーター研修」及び今後の取組についてでございます。

避難生活が長期化する中、良好な避難所生活を確保するには、運営に関わる地域のボランティア人材の育成も重要となります。委員から御指摘のありました「避難生活支援リーダー／サポーター研修」は、自治体と連携して、避難所の生活環境向上に率先して取り組む人材の育成を目的に、内閣府が実施しているものでありまして、大変有効と考えられますので、市町村に対して積極的な取組を働きかけてまいりたいと考えております。

こうして育成した人材が地域で実際に活躍するためには、一度研修を受講して終わりということではなく、社会情勢や災害リスクの変化に対応した知識・技術のアップデートを図っていくということが必要であります。このため、防災士のスキルアップ研修会や自主防災組織のリーダー研修会等について、その充実を図りますとともに、研修会を通して人材のネットワークづくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

災害に強い地域づくりを実現するため、防災人材の育成に引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○能登委員長 江口委員。

○江口委員 女性が百十五名ということで、大変多くなったなと感じておりますし、学生も入ってきているということで、今まで入ってこなかった、そういった背景の方々が入ってくるということで、これからの防災人材についてすぐ期待をしたいなと思っているところです。

部長もおっしゃったとおり、「私、取ったんだけど」という人が多いんですね。それを実際に使えるか、そして、やっぱり災害が少ないので、実は山形県のネットワークのところ非常に弱いんです。そういうところは、どうしても市町村あるいは県ですとかが連携して、県・市町村の主導で構築していただきたいなと意見を申し上げたいと思います。

庄司部長、ありがとうございました。

続きまして、本県におけるソーシャルビジネスの拡大に向けた取組について伺います。

地域における様々な社会課題を解決するには、行政の担う役割が大きいことは言うまでもありませんが、行政にだけ頼るのではなく、地域に居住する人や団体、企業など、民間における公益活動も重要な担い手になると認識しています。

国においては、そうしたことを目的に、令和元年に休眠預金等活用制度が法制化されて、全国では多くの取組が行われています。残念なことに、これまで山形県内ではこの取組が極めて少ない状態にありましたが、ようやく県内で五団体が実行団体に採択されたことと承知しております。本県でも今後さらにこうした取組が進んでいくことを期待いたします。

さて、社会課題の解決の担い手は、これまでNPO法人であったことが多かったことは、私も以前議会の質問で取

り上げました。しかしながら、先ほどの休眠預金等活用制度の実行団体には、一般社団法人や合同会社、任意団体などが参入しており、全国的に見ても、地域おこし協力隊のOB・OG、JICA経験者などのプレーヤー、多様な担い手、そして比較的若い担い手が関わっていることがうかがえます。

このように、社会課題を解決する担い手を従来のNPOのフレームで見る時代は変化しつつあり、非営利、共益、営利の多様な形態の新しい担い手を総動員できるフレームで考えていかなければならないのではないかと考えます。また、社会課題を様々な担い手がビジネスとして解決するソーシャルビジネスの取組が注目されており、本県においても、こうした取組の広がりを期待しているところです。

昨年の九月定例会でソーシャルビジネスの現状と課題を取り上げ、産業労働部長から県内各地でビジネスが継続して生み出されるよう取り組む旨の答弁がありました。ソーシャルビジネスの拡大に向けた今年度の取組状況について奥山産業労働部長に伺います。

○能登委員長 奥山産業労働部長。

○奥山産業労働部長 ソーシャルビジネスの拡大に向けた取組についてお答え申し上げます。

少子高齢化や社会情勢の変化等により、地域が抱える課題は多様化・複雑化し、行政だけで解決することが困難な課題も出てきていることから、地域課題を持続可能なビジネスで解決し、さらに経済効果を生み出すソーシャルビジネスの創出はますます重要になるものと考えております。

県では、令和四年度から昨年度までの三年間、やまがた産業支援機構や山形大学と連携しながら、最上地域をモデルエリアとしたソーシャルイノベーション創出モデル事業を展開し、地域課題解決型ビジネスの創出に取り組んでまいりました。

その結果、地域住民の健康増進等を目指し、廃校を利活用したフィットネスジムを運営する企業の設立や、若者の県内定着に向けて即戦力エンジニアの育成に取り組む一般社団法人の設立など、十八の起業や新事業が創出されたところであります。さらには、ビジネス化を支援する七名の若手コーディネーターの育成や、多様な視点と専門性で課題解決に向けた支援を行う百五十以上の企業・団体の参画、課題の抽出からビジネス化までに必要となるノウハウをまとめたマニュアルブックの完成という成果にもつながりました。

これらを踏まえ、今年度からは、モデル事業で得た成果を活用し、他地域への拡大に取り組んでいるところであります。具体的には、ソーシャルビジネスの創出に取り組む市町村に対し、モデル事業で実践経験を積んだ若手コーディネーターを派遣し、課題や解決策の深掘りの手法、これまで培ってきた連携体制を活用したビジネス化のノウハウなどを伝えることにより、地域課題を解決する事業の創出やビジネスが生まれる仕組みづくりを支援しているところであります。

これまで三つの市町村で具体的な取組が進められており、実際に複数の自治体によるふるさと納税の共通返礼品の開発などの新たな事業が生み出されております。加えて、これらの市町村では、一般社団法人や民間企業から市町村に派遣された地域活性化起業人などが取組の中心となることで、地域課題の解決に取り組む多様な担い手の育成にもつながっているところであります。

県としましては、このように、モデル事業で得たノウハウや人脈を基に、関係機関と連携しながら本事業を継続して実施し、地域課題をビジネスにより解決を図る市町村の拡大と多様な担い手の育成に取り組む、ソーシャルビジネスの一層の拡大を図ってまいります。

○能登委員長 江口委員。

○江口委員 ソーシャルビジネスで、ぜひ、横展開といいますか、地域を超えて活動を広げていただきたいと思えます。

休眠預金活用の事例を申し上げましたが、実はこれ、税金が投入されず、休眠預金ということで一団体二千万円から三千万円投入されるんですね、活動資金として。これ、私はこの県に、地元において非常に有効だと思っています。そして、地域が活性化され、若い方々も活性化していく、大変にいい取組だと私は思っているんで申し上げました。

その方からお聞きしたんですけれども、公的な事業だと参加団体が非営利団体に限定されるんですが、この休眠預金活用事業は営利と非営利団体の垣根を超えて協働できることが特徴的だと。そして、こちら伴走支援が得られること、コンプライアンス・ガバナンスの整備、組織の透明性を高められる、社会的インパクトを評価する活動が求められるために、自分の団体あるいは会社の社会的意義を整理するきっかけになったという声を聞くことができました。

活動の評価軸を変えることが活動団体の協働フレームを変えていくと私は思っています。こうした団体を山形県にどんどん増やしていくことで、地域の社会課題の解決を図り、地域に懸命に向き合う方々を増やすことができる大変大切な活動だと私は思っています。ぜひ今後とも継続し、応援していただきたいと思えます。

産業労働部長、ありがとうございました。

先ほどの質問で申し述べましたとおり、社会課題の解決に携わる担い手は多様化が進んでおります。そうした多様な主体が地域で力を発揮するためには、行政と民間が互いの知見を補完し合いながら、新しい公共を担うパートナーとして協働していく姿勢が一層求められています。

このような流れの中、近年注目されているのが、公務員自らが兼業を通じ地域活動に参画し、その専門性や実務経験を還元する取組であります。地域づくり、子供・若者支援、福祉、災害支援など、社会課題の現場に行政職員が関わることで、行政の政策形成力の向上、地域側の人材不足の解消、双方にとって大きなメリットがあることが全国の先行事例からも指摘されています。

こうした潮流を踏まえ、本年六月に総務省より地方公務員の兼業の許可に関する留意事項等を示した通知が出されており、許可基準の設定・公表を行うことなどについて助言がなされております。既に長野県などでは職員の兼業を制度として積極的に認め、休眠預金活用事業を含む地域活動へ官民双方が関わることで、多様な担い手の育成と地域活性化につなげていると伺っています。

そこで、公務本業に支障のない程度で社会貢献活動や報酬等を伴う活動、いわゆる公務員の兼業について、県ではどのような基準を設け、今年六月の総務省の方針を受けてどのような検討が進められているのでしょうか、小中総務部長に伺います。

○能登委員長 小中総務部長。

○小中総務部長 お答えいたします。

地方公務員の兼業につきましては、職務専念義務や職務の公正性の確保、職員の品位の維持などの観点から、地方公務員法により原則禁止とされております。

そういった中で、例外として任命権者の許可があれば行うことが可能となっておりますが、許可に当たりましては、職務遂行への影響や特別な利害関係の有無、兼業先の従事内容や従事時間、報酬額などについて、国家公務員の取扱いに準じて県人事委員会が定めております職員の営利企業従事の許可の基準などに基づき、適正に判断しているところです。

このような中、委員からお話のあったとおり、本年六月に総務省から、許可基準の設定や当該基準を公表・周知することなどを主な内容とする留意事項が技術的助言として示されたところです。

県としましては、地方公務員の兼業が原則禁止であり、例外として任命権者の許可制とされている地方公務員法の趣旨を前提に、他県状況なども参考にしながら、許可基準を所管する県人事委員会の考え方も踏まえ、兼業の在り方について検討してまいりたいと考えております。

○能登委員長 江口委員。

○江口委員 許可制ということで、もちろんそこは踏まえて理解しているところでございます。その手続の適正化、手続の厳正化によれば、そういった兼業は可能なのではないかと私は考えます。

長野県は、「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」という兼業の制度を取り入れています。ですから、長野県、非常にソーシャルビジネス多いんですね、創出が。

資金分配団体、実行団体の知事への表敬訪問の際には、地方公務員の社会貢献活動に関する兼業について前向きな方針を示されたと受け止めています。また、先ほど申し上げました休眠預金のセミナーがあったんですが、そこでは県職員の方が地域団体のメンバーとして地域の活動のサポートをされていました。そうした地域貢献活動に意欲があり、地域に求められている職員の方が活動しやすい環境をぜひ応援していただきたいと思っております。

小中総務部長、ありがとうございました。

それでは最後に、介護事業の生産性向上について質問します。

いわゆる団塊世代が七十五歳の後期高齢者になることで起こると言われ続けてきた二〇二五年問題、まさに今現在そのさなかにあります。社会保障費の負担額の増大、医療・介護人材不足が言われています。私は、今、介護現場で働いている方々が働き続けられる環境にしていくことこそ、持続可能な介護事業となるという視点で質問をいたします。

厚生労働省では、第九期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について、令和四年度現在数約二百十五万人に対し、令和八年度には約二十五万人プラスの約二百四十万人必要であると示しています。介護人材の確保と定着のためには、賃金・待遇の向上はもちろん、外国人雇用の積極的な活用やDXを活用した効率的な働き方などが国や自治体でも勧められています。

令和六年度の介護労働実態調査によれば、全国的に離職率は一二・四％と年々低下傾向にあるものの、人材不足感は一六・二％と強く、特に訪問介護において約八割に及んでいるとのことでもあります。本県では、離職率七・五％、人材不足感は一六・五％と、ともに全国を下回る率となっておりますが、それでも人材不足感のある事業所が半数以上という状況です。今後さらに高齢者が増加する中での人材不足は待ったなしの状況と言えます。

そうした状況への射た取組として、本県では令和六年五月に山形県介護生産性向上総合支援センターを設置いたしました。介護現場における業務効率化、業務改善に資する生産性向上の取組を支援し、職員の負担軽減を促すことにより、介護分野の魅力向上や介護人材確保につなげるためのワンストップ窓口だということで期待されています。介護事業所からの介護ロボットやICT機器導入などの業務効率化についての相談窓口機能のみならず、専門家による伴走支援機能があることは特徴的だと思っています。介護現場に寄り添った事業だという印象を持っています。

設置から一年が経過いたしました。山形県介護生産性向上総合支援センターのこれまでの取組の成果と課題について酒井健康福祉部長にお伺いします。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 答えをいたします。

人材不足が年々深刻化する介護分野において、限りある人材で今後の介護ニーズに的確に応えていくには、介護ロボットやICT機器といった介護テクノロジーの活用等により業務を効率化し、生産性を向上させていくことが極めて重要であると認識しております。

政府においても、令和六年度の介護報酬改定において、新たに生産性向上の取組に係る加算を設けるなど力を入れて推進しており、本県における介護サービスが将来においても継続して提供できるよう、介護事業者の積極的な取組が求められております。

このような状況を踏まえ、本県では、介護事業所の生産性向上を支援する拠点として、令和六年五月に山形県介護生産性向上総合支援センターを設置し、相談窓口の開設や研修会の開催、事業所への伴走支援など、生産性向上・業務効率化に向けた総合的な支援を展開しております。

その実績を申し上げますと、介護事業所の生産性向上に係るワンストップ型の相談窓口として、令和六年度は約二百件、今年度は十月までで三百件を超える相談に対応しております。また、業務改善の意義や実践内容の理解を深めようための研修会を県内三地域で経営者と現場職員向けにそれぞれ実施したほか、介護テクノロジーの導入効果をより身近に感じてもらえるよう、ICT機器の展示や貸出しなども行ったところです。

さらに、業務改善の先導的な取組事例の創出に向け、県内の五つの施設に対して、課題の洗い出しから介護テクノロジー導入後の効果検証まで伴走支援を行い、今年三月にその成果報告会を開催したところです。報告会では、業務の効率化によって業務時間の短縮や夜間の巡回回数の減少のほか、職員の身体的・精神的負担の軽減が図られたといった成果が報告されました。

一方で、これまで伴走支援を活用した多くの事業所は、社会福祉法人などが運営する大規模施設でありましたが、小規模でマンパワーに余裕のない訪問介護や通所介護などの事業所においても、将来にわたり介護サービスを継続できるよう、大規模施設と同様に生産性の向上を推進していく必要があります。このため、今後は小規模事業所に対しても伴走支援を実施し、成功事例の創出と横展開に向けた取組を進めているところです。

県としましては、今後も介護人材の不足が深刻化すると見込まれることから、センターにおいて様々な支援に取り組むことで、介護現場の生産性の向上を推進し、将来にわたり県民が安心して介護サービスを利用できる環境を整備してまいります。

○能登委員長 江口委員。

○江口委員 部長、答弁大変ありがとうございました。

三百件にわたる相談ということで、このセンターが果たす役割、非常に大きいなと思って受け止めたところでした。伴走支援も、私も現場からそういった声を聞いているので、特に小規模事業所ですね、相談する担当者が、できる人が少ないので、そういった声を聞いたところに、本当にニーズに合ったセンター機能だなと思って聞いておりました。

それでは続きまして、その関連なんですけれども、介護事業所におけるDXの推進についてお伺いいたします。

介護職の確保や定着について幾つかの事業所にお聞きしましたところ、人材不足や離職率は変わらず一定程度あると、それは進路選択のミスマッチや人間関係によるものが多いということでした。しかし、そうした理由も、業務改善によって業務負担が軽減され、余裕が生まれることで善処されることがあるということでした。

そのためのDXについては、見守りセンサーや、起き上がりや立ち上がりを知らせるアラームなど一定程度進んでいるけれども、まだまだスタッフが使いこなせない、介護テクノロジーを学ぶ、介護テクノロジーの教育・研修を受けることが必要な時代になっているということでした。事業所の判断で介護テクノロジーを導入しても、職員の理解がないと使わない、使えないということをごの事業所の方からも伺いました。

介護DXの推進は、介護職員の働きやすさの改善であり、職員の定着に結びつくものだと思います。それは取りも直さず、利用者にとっても、よりよい介護を受けることができる、家族にとってもいいということにつながります。お話を伺う中で、事業所の方からは、介護テクノロジーによる職員のウェルビーイングという言葉もお聞きしました。

職員の介護テクノロジーの教育・研修を含めた介護事業所におけるDXの推進について、御所見を酒井健康福祉部

長にお伺いします。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 お答えをいたします。

介護事業所におけるDXの推進は、介護ロボットやICT機器などの介護テクノロジーを活用して業務を変革することで、介護職員の業務負担を軽減するとともに、質の高い介護サービスの提供を実現するものです。介護職員の利用者と向き合う時間がより多く生み出され、介護する側、される側双方のウェルビーイングの向上につながるものと認識しております。また、魅力的な職場環境づくりにもつながるため、人材確保を図る観点からも積極的に推進すべきものと考えております。

このため、県では、令和六年度に介護テクノロジーの導入を支援する県補助金の補助率を二分の一から四分の三に引き上げ、その導入の加速化を図っております。その結果、三十二法人三十七事業所で介護テクノロジーが導入されております。

導入例としては、利用者の睡眠や起き上がりの状態を遠隔で確認でき、また、睡眠の質が数値化される見守り型の機器の導入により、職員の巡回回数が導入前より三分の一程度に減少し夜間勤務の負担が軽減されるとともに、利用者側としても睡眠の質の向上につながった事例や、見守り型の機器と連動した介護記録ソフトの導入や、利用料の請求から領収までを全て電子化するなど、大幅な業務改善が図られた先進的な事例も出てきているところです。

一方で、これまで介護テクノロジーを導入した介護事業者からは、せっかく導入した機器が現場で十分に活用されておらず、そのままになっているとの声が聞かれるのも事実です。

このため、県では、先ほど申し上げました山形県介護生産性向上総合支援センターの取組に加え、令和七年度の新たな取組として、事業所における課題の抽出、実行計画の立案、実行、振り返りの四つのステップごとに生産性向上のポイントを解説するセミナーの開催や、昨年度に伴走支援を受け、DXに先導的に取り組んでいる県内事業所の視察研修を実施しているところです。

なお、DXを推進するには、単にデジタルツールを導入するだけでなく、組織全体の意識改革、継続的な業務プロセスの改善、人材育成などを併せて行う必要があると先導的に取り組む事業所から伺っております。

県としましては、このような課題を踏まえつつ、介護分野でのDXを一層推進していくことで、質の高い介護サービスを将来にわたり提供できる体制を構築するとともに、介護職員が働きやすく、利用者の満足度も高い、さらに就職先としても魅力的な介護の現場づくりにつなげてまいります。

○能登委員長 江口暢子委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十分 休 憩

午後 一時 零分 再 開

○能登委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。石塚慶委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

石塚慶委員。

○石塚委員 自由民主党の石塚慶でございます。質問の機会をいただきました会派の皆様には感謝申し上げます。

十二月定例会の予算特別委員会の質疑ですが、今週は今年で三年目となる誕生日ウイークということで、あしたから伊藤香織委員、阿部ひとみ委員、石川渉委員。そして鈴木学委員の結婚記念日ということで続いていくわけなんですけれども、誕生日とは若干違うんですが、昨日十二月九日は「大黒様のお歳夜」ということでございまして、庄内地域の伝統行事でございます。

大黒様が年を越すということで、子持ちのハタハタのブリコとか、豆腐の田楽、納豆汁、黒豆御飯なんかが出されて、各御家庭で豊作や子孫繁栄を願うわけなんですけれども、やっぱりメインのハタハタが非常に捕れなくて高いと、一匹一千元以上はするということでございます。

これは平成二十七年四百六十トンぐらい捕れていたのが、例年大体三百トンぐらい捕れていたわけなんです、ここ近年、二、三年はかなり少なくて、去年は三・七トンとかそんな感じだったと思うんですけれども、率にしますと九九%減とかそういう状況で、庄内浜、非常に危機的な状況であるということでもあります。文化も危ぶまれているということでもあります。

ちょっと今回はそういった視点も含め議論をしていきたいと思いますが、まず初めに森林ノミクスの推進について。急に漁業から森かというところはありますけれども、森が潤えば海も潤うということもございますので、関係ないわ

けではないですから、まず森林ノミクスの推進について伺ってまいります。

本県は県土面積の七二%が森林でございます。森林は、木材の供給、美しい自然景観の形成や水源の源、地球温暖化の防止など多面的な機能を持っていて、県民の利益となる一方で、昭和四十年代から輸入材に押されて、伐期を迎えた人工林をしっかりと活用することが必要であるという課題がございます。森林資源は、適切な時期に伐採し活用するとともに、その跡地にしっかりと植栽をして循環利用することで初めて多面的な機能が持続されるものであり、その取組を力強く推進する必要があります。

九月定例会予算特別委員会においては、同様の質疑で、石川正志委員がいわゆる出口戦略について質問して議論が交わされておりました。こうした出口戦略により木材需要を喚起していくことは大切なことでありますが、一方で、木材を生産する側の課題として、森林整備予算の確保がございます。国・県で協調し支援をする森林施業支援事業においては、再造林やその後の下刈りなど保育に関する部分は確保されておりますが、間伐については、一部の事業者から十分でないとお聞きしているところです。

間伐は、森林資源の循環利用と森林の有する公益的機能の持続的発揮のほか、森林吸収源対策の面からも非常に重要な作業と考えております。森林整備予算について、間伐もしっかり確保していく必要があると思っておりますが、農林水産部長のお考えを伺います。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいま間伐に関する御質問いただきましたのでお答えしたいと思います。

本県の民有林人工林のうち、間伐等が必要な森林は約三割を占めているという状況でございます。間伐は、木材を収穫・販売し収益を得る目的で行う主伐と異なり、良質な木材を生産するために不良木を間引きして森林の密度を調節する作業であり、森林資源の循環利用のほか、雨水を蓄えたり、土砂の流出を防ぐなど、公益的機能を持続的に発揮する上でも重要な作業と考えております。

県や市町村の間伐関連事業における直近三か年の年間の事業費は、繰越事業を含めまして約十一億八千万円で、事業量にしますと約一千五百ヘクタールとなっております。このうち、委員からございました国庫補助事業でございます森林施業支援事業の事業費は、繰越分を含め約二億九千万円で、全体の二五%にとどまっている状況にあります。

再造林やその後の下刈りの事業量が年々増える中で、間伐の事業量を確保していくためには、森林施業支援事業等の国庫補助事業のさらなる予算確保に加え、県や市町村の独自財源による事業を広く活用する必要がございます。

また、建築用材としての利用を目的としないような間伐では、作業の効率化や間伐材を無駄なく有効利用することで収益性の向上を図り、森林所有者や林業事業者の間伐意欲を高めていく必要がございます。

こうしたことから、県では、補正予算も含めた国庫補助事業の様々なメニューのほか、やまがた緑環境税による県の委託事業などを効果的に選択して支援しているところであります。また、森林環境譲与税による国庫補助事業へのかさ上げ助成をしている市町村は、県内で十五市町村にとどまっております。このため、取組事例を共有しながら、未実施の市町村へは支援事業の創設を、実施している市町村については支援のさらなる拡充を働きかけているところでございます。

このほか、間伐作業効率化に必要な高性能林業機械の導入も支援しており、令和五年度の導入台数は、前年度から四十七台増加し二百六十三台となり、一日で林業従事者一人が生産する木材量である林業労働生産性が七・二立方メートルと、平成三十年の一・二倍にまで向上している状況にございます。

さらに、間伐で発生する木材は、集める手間がかかるため搬出経費が高く、採算が合わず利用が進まない状況にあります。そのため、やまがた緑環境税で搬出経費を支援し、集成材やバイオマス燃料等への利用を促しており、令和六年度の搬出量は、支援を開始した平成十九年度の四倍の約三万八千立方メートルとなっております。

県としましては、今後も、森林所有者等の間伐意欲の向上に向けて、政府や市町村に働きかけながら間伐関連事業の予算確保に努めるとともに、間伐作業の効率化や間伐材の有効利用による収益性を高める取組を進め、やまがた森林ノミクスを加速してまいりたいと考えております。

○能登委員長 石塚委員。

○石塚委員 ありがとうございます。

国、市町村とも連携しながら様々な形で予算を確保しているということでもありますけれども、需要量というのは森林の施業をする業者さんから伺うので、県に来ている要望量の全てではないんですけれども、一部事業者の状況を伺うと、やっぱり森林施業支援事業については、要望量の二割しか回答がないと。要は、これだけできるというものの二割しか来ていないという声もございます。

そのほか市町村の様々な予算も活用しているということでもありますけれども、美しい森林づくり基盤整備事業交付金なんか、これは市町村で活用されていると思っておりますけれども、それらも使ってトータルで五割弱ぐらいの配分となっていて、何ていうんですかね、要は、事業者がまだまだ余力があるのに、やりたいのに半分しか間伐をできていな

いという実態の可能性もあると理解しております、需要量と支援量に大きな差があるんじゃないかと、これは課題じゃないかなと思うところです。

一方で、喫緊の課題ということで様々補正予算も組まれております熊を筆頭とした鳥獣被害なんですけれども、いわゆる人が入る針葉樹の里山と広葉樹がしっかりある奥山を分けることで鳥獣被害の軽減につながるとも言われております、これは国や本県もそうですが、クマ被害対策パッケージの中では、中期的な取組として人の生活圏とのすみ分けというものも記載されているわけなんです、この森林整備は、こういったすみ分けと森林整備の課題というのを同時に解決できるような予算にもなるんじゃないかなと個人的には考えているところです。

なかなか、代表質問でも小中総務部長のほうから県の財政非常に厳しいというお話もあった中で、様々なものを同時解決することで、きっちり予算を執行していく、効率的に執行していくという観点も必要だと思います。改めて、効率的な予算の執行という意味で間伐の予算というのが大事だと思うんですけども、予算確保、要望はこの間も御説明いただいたとおり出ているわけで、その辺の予算についての確保の意気込みなどもしあれば、農林水産部長の御見解をお伺いします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいま委員のほうから間伐に係る予算が不足している事業体もあるというお話をいただきました。

我々としても、そういったまだまだ間伐に頑張っていきたいという事業体については支援をしていきたいという気持ちであります。ただ一方で、なかなか予算の確保というところが非常に大きな課題になっております。

特に間伐材の予算確保については、毎年のように施策提案の中で政府にも要望しているところでございますし、引き続きそこは粘り強く要望していきたく思っております。

そのほか、先ほども答弁の中で申し上げましたように、緑環境税とか、市町村が大部分を持っております環境譲与税、そういったものの有効活用ということも知恵を出しながら進めていくということで、総体的に間伐に必要な事業予算の確保に頑張っていきたいと思っております。

○能登委員長 石塚委員。

○石塚委員 ありがとうございます。

お伝えしているこの森林施業支援事業というのは、国と県の協調の事業になっておりまして、要は両方の予算がないと成立しないと。幾ら国に要望して国が出すよと言っても、県の予算がしっかりとないとそれは協調していかないという、そういったものになっておりますので、県の予算確保の課題というのは非常に大きい課題だと思っておりますので、引き続き予算の確保を改めてお願いしまして、次の質問に移ります。

続きまして、持続可能な漁業の在り方について、主に海面漁業についてであります、数点質問してまいります。

冒頭も申し上げましたとおり、本県の海面漁業は非常に危機的な状況でございます。先ほどちょっとハタハタの話だけしましたが、(画像を示す)こちらのグラフを確認いただきますと、十年前、平成二十七年漁獲量が六千七百二十七トンに対して、令和六年は二千五百九十五トンということで六一・四%の減、生産額は、平成二十七年三十億二千九百万円に対して、令和六年は十七億八千五百万円ということで四一%の減と大幅に減少しております。本県の特徴でスルメイカの割合が多い、これによって大分変動しちゃうというのはあるんですけども、魚が本当に捕れなくなっているということでもあります。

捕れる魚をしっかり捕って収入に変えていくことが必要で、高付加価値化を含め、現在も漁業者やその関係者、行政も含めて取り組んでいるところですが、その中で、近年、山形県の海で注目を集めるのがクロマグロでございます。庄内浜で捕れるイメージはあまりないのですが、マグロ類というくくりで平成二十八年九・五トン、一千四百万円ほどの生産額が、令和三年以降は毎年約三十二トン、金額で七千万円前後の生産額と五倍になっている状況です。

令和三年以降おおむね同じ漁獲と生産額なのは、マグロを資源保全するために設定された漁獲量の上限、「トータル・アローアブル・キャッチ」、いわゆるTACというものがありまして、その数量以上になると、皆さん漁獲をやめるという事情があるからでございます。

数量ベースでしっかりルールを守りながら山形県の漁業者は操業しているというのが分かる一方で、近年はマグロの資源量がある程度回復してきており、上限を上げて問題ないのではという声もあるところです。特に山形県の海ではこれまでマグロをあまり捕ってこなかったこともありまして、過去の漁獲実績ベースで都道府県に配分されているTACと実際に捕れる量がちぐはぐとなっております、漁開始から僅か一か月足らずでTACに達するという状況でございます。

県の海面漁業の漁獲量は、先ほど申し上げましたとおり十年で六割減となる中、捕れるものを捕り、しっかりとした値段で売っていくということが必要な中で、現在の山形の海では、このマグロが希望の光となっている状況でございます。

世界的な取決めの中で配分されるTACですので、単独での解決策というのは困難と承知し、おととい、次年度の枠、おおむね据置きというような報道も聞いておりますが、マグロの漁獲枠に関連する近年の動き、そして今後の見通し、県としてできる対応等、農林水産部長に伺います。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいまクロマグロに関する御質問がございましたのでお答えしたいと思います。

本県におけますクロマグロは、主に、はえ縄や一本釣り漁業で漁獲され、その漁獲量は、委員からございましたけれども、平成十四年以前は年間五トン程度で推移しておりましたが、平成十五年以降は十トンを超え、平成二十一年に六十七トンとピークを迎えました。

こうした中、県では、平成二十二年度に大型クロマグロ漁獲プロジェクトを立ち上げ、それまでは本県沖を通過するだけだった大型魚の漁獲に向け、漁具開発や漁場開拓、漁獲技術の普及に取り組んでまいりました。その結果、大型魚の漁獲は徐々に増加してきており、近年、漁獲量が減少する魚種が多い中で、クロマグロに対する漁業者の期待が大きくなってきております。

一方で、世界的な資源状態の悪化を受け、二十四の関係国とEU及び台湾から構成される国際機関でありますWCPFC、中西部太平洋まぐろ類委員会において、平成二十六年にクロマグロ漁獲規制が決議されております。これに伴い、日本には、平成二十七年一月から、三十キログラム未満の小型魚は四千七トン、三十キログラム以上の大型魚は四千八百八十二トンの漁獲枠が設定され、都道府県別の平成十四年から十六年の平均漁獲実績に基づいて各都道府県に枠が配分されております。

平成十四年から十六年は、山形県におけるクロマグロ漁獲量が少ない時期であったため、配分された漁獲枠が少なく、委員御指摘のとおり、漁が始まって一か月足らずで枠に達してしまうことが多くなっている状況にあります。

日本の漁獲可能量制度いわゆるTACによる管理が始まった平成三十年度から令和六年度までの本県のクロマグロの漁獲枠は、小型魚で七・七から二十三・三トン、大型魚で八・六から二十三・三トンで推移し、枠の消化率もおおむね九〇%以上となっております。

こうした中、令和六年十二月に開催されましたWCPFCの会議において、資源が回復してきているとして、日本の漁獲枠は、小型魚で四百トン、大型魚で二千八百七トンの増枠が承認されました。これにより、本県の令和七年度の漁獲枠は、小型魚で前年比一六五%の二十五・九トン、大型魚で前年比二三六%の五十五・一トンと大幅な増枠となっておりますが、漁獲量は十月末時点でいずれも配分枠の八〇%を超えている状況にあります。

なお、WCPFCが行う漁獲枠の配分の次回見直しは適用されるのは令和九年度からの予定であり、それまでは現在と同程度の漁獲枠が続く見込みとなっております。

一方で、毎年度、水産庁が行う本県への漁獲枠の配分については、漁獲枠の管理状況や近年の漁獲実績に加えて、枠の消化状況を勘案していることから、県としましては、TACを適切に管理するほか、漁獲枠の消化率を高め実績を積み重ね、できるだけ多くの漁獲枠が本県に配分されるよう取り組んでいきたいと考えております。

加えまして、小型魚の漁獲枠を大型魚に振り替えた場合、振り替えた小型魚の枠を約一・五倍にして大型魚の漁獲枠に加えることができるということもございますし、また、小型魚に比べ大型魚は約三倍の値段で取引されるメリットもあることから、県としては、大型魚へのシフトを漁業者に促してまいりたいと考えております。

さらに、漁業者が大型魚に対応するための漁船の改造や漁具の導入を沿岸市町と協調したオーダーメイド型補助で支援し、限られた漁獲枠の中で漁業者の収入増大につながるようしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○能登委員長 石塚委員。

○石塚委員 ありがとうございます。

様々制約はあるわけですが、令和九年にまた変えるタイミングがあるということで、そのタイミングまでにしっかりと実績をつくって増枠をしていくということが大切なと思います。

次に、水産振興計画について伺います。

計画的な位置づけでは、山形県水産振興条例に基づく総合的な計画、また、農林水産業元気創造戦略のアクションプランということで認識しております。これまでの計画の検証もしながら現在策定を進められていると思いますが、先ほど来申し上げているとおり、漁獲量が六〇%減という水産業の厳しい現実にあらう施策展開をしてきたというのが第一期の状況だと思います。

成果指標だけ見ると軒並み厳しい状況にあるのではと思うところですが、現在の第二期水産振興計画の策定の状況をまず農林水産部長に伺います。

また、続けてですが、この新たな水産振興計画について、海面漁業の観点から何点か提言を申し上げますと、先日も由良の漁業者の皆さんと懇談をしましたが、物価高等で本当に苦境に立たされている状況を改めて伺ったところで、物価高騰によりロープや網等の消耗品も高くて投資しづらい、当然、船について更新するのは億単位の金額がか

かるということで、エンジンだけ載せ替えるということでも三千万円以上かかる状況であるということでございます。一方で、先ほど来お話しているとおり、魚は簡単に捕れない、見通せないということがございます。

その状況でありますので、後継者も育ちにくいという状況で、子供世代が家にいるのに漁師はしていない、自分の世代で漁師は終わりという事業者も多いとのことでございます。冒頭申し上げました山形県の漁業者がゼロになる可能性があるというのは、このような状況を申し上げているところでありまして、本当に可能性があると思っております。

このままでは本県の水産業は衰退の一途をたどることになるわけですが、水産振興計画は、このような状況を打開して、漁業者の未来を照らすというものでなくてはなりません。ぜひ皆様の意見を聞きながら策定を進めていただきたいわけですが、大きな課題は二点と考えております。

一つは、資金的な支援でございます。漁業に関係するあらゆる資材が高騰する中、物価高騰への支援が漁師の皆様には非常にありがたい支援となっております。また、いわゆるオーダーメイド型補助金も、漁師の皆様の先進的な取組や経営の多角化等前向きな取組に対応する内容になっており、投資しづらい環境の中で重宝しているということでございます。現在の漁業の状況を考えると、時限的にでも維持に対するさらなる支援の拡充も必要との個人的な思いがありますが、これら資金的な支援の充実が大きな課題ということでございます。

もう一つは、水揚げ頼りの漁業からの転換です。言い換えると養殖の推進ということになると思いますが、養殖については、現在、民間企業等で養殖に積極的に取り組む事例が出てきていると認識しております。鼠ヶ関港の一部を使って実験しているカキの養殖は、地元の港湾関連の建設業の皆様が支援をしておりますし、加茂水産高校では、令和六年より大手商社とともにマガキの養殖に取り組む動きがございます。

画像をお示ししますが、(画像を示す)このような専用の籠を海に沈めて人工種苗を投入していくわけですが、加茂レインボービーチや港湾を漁場として実施しているところです。なかなかうまくいかない、試行錯誤しながらの部分もあったと伺っておりますけれども、今年度のマガキについては生育良好でありまして、明日十一日には渚の交番カモンマールにて試食会を実施すると伺っております。

このようなマガキの養殖等、水揚げ頼りの漁業からの構造転換が本県水産業の成長産業化に向け不可欠と考えます。第二期水産振興計画においては、この養殖にどのような施策を展開していくのか、農林水産部長に見解を伺います。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいま水産振興計画について御質問いただきました。

最初に、第二期水産振興計画の策定状況についてお答えしたいと思います。

この計画の策定に当たりましては、関係市町や漁業関係団体などで構成します「元気な山形県水産業を創るプロジェクト推進本部」を立ち上げ、これまで二回にわたり本部会議を開催し、計画の方向性や具体的施策について協議を重ねてまいりました。また、漁業関係者や養殖業者、加工・流通業者などの水産業関係者との意見交換会も計九回開催し、幅広く現場の御意見を伺いながら計画の策定を進めてきたところでございます。

こうした現場の御意見や推進本部会議での検討結果を踏まえ、計画の案文を取りまとめ、現在、パブリックコメントを実施しております。今後、最終的な調整を行い、年内に公表する予定で今準備を進めているという状況でございます。

続きまして、第二期水産振興計画の施策の展開方向についてお答えしたいと思います。

漁獲量の減少が著しい中で、漁業者の収益性を確保していくためには、県産水産物の付加価値向上、持続可能な漁業生産に向けた養殖業の振興、そして漁村の地域資源を活用して地域活性化を図る「海業」の推進に特に力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

初めに、付加価値向上につきましては、漁獲物の安定供給や活魚での出荷が可能となる畜養の取組を拡大してまいります。まずは、ズワイガニやイカ類の活魚での出荷拡大に向け、漁業者や県漁協、流通関係者と連携して、市場の環境整備や飲食店向けの試食会などを実施してまいります。さらに、観光業と連携したキャンペーンを展開し、ブランド力の強化につなげてまいりたいと考えております。

次に、養殖業の振興につきましては、年度内に県漁協を中心に、県と沿岸市町、大学等の研究機関及び民間企業など産学官が連携したコンソーシアムを立ち上げ、民間資本の活用も視野に入れながら、庄内浜におけます持続可能な養殖モデルの確立に向け検討を進めてまいりたいと考えております。

さらに、「海業」の推進につきましては、例えば、ただいま申し上げた養殖事業を既存の漁港施設を活用して実施し、飲食店などを併設することで、漁村地域に新たな雇用を生み出すとともに、交流人口の拡大につなげる取組などが考えられます。このような取組を実現するには、まずは地域において目指す将来像を考え、具体的な取組を検討することが必要ですので、地域での話し合いが円滑に進められるよう伴走支援をしてまいります。

また、計画に掲げます施策を推進し、漁業の成長産業化を実現するには、漁業者自らが生産規模の拡大や生産性の

向上などに積極的にチャレンジすることが重要であります。このため、オーダーメイド型の補助事業である「がんばる水産業支援事業」について、所要の予算を確保し、市町と協調して漁業者の意欲的な取組をしっかりと後押ししてまいります。

一方で、物価高騰により漁業者の経営維持が厳しい状況にあることは、意見交換の場などでもお聴きしているところです。このため、政府の重点支援地方交付金を活用し、漁具や設備の維持更新などに対する支援についても併せて検討してまいります。

本県の水産業を取り巻く情勢は、より一層厳しさを増しておりますが、付加価値の高い持続可能な水産業を実現し、本県の水産業が将来に希望の持てる産業となるよう、新たな水産振興計画に掲げる施策をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○能登委員長 石塚委員。

○石塚委員 ありがとうございます。

このたび国からも発表がありました交付金についても、漁業者支援で検討いただいているという点、あとは養殖について、コンソーシアムですね、民間の活力とか知見をしっかりと入れることで、漁獲高は先ほど来申しているとおりでしますので、スピーディーに養殖が展開され、漁業者がしっかりとそれを活用できる、そういった状況をいち早くつくることが重要だと思いますので、非常に期待しております。ぜひよろしく願いいたします。

次に、山形県漁業協同組合との協働ということで伺います。

山形県漁協は、もちろん民間の組織ではありますが、令和三年に策定された水産振興計画の中でも「山形県漁業協同組合の機能強化」ということで項目立てされておまして、経営基盤の強化と役割の発揮ということで計画内に位置づけられているところです。

歴史を振り返ると、山形県漁協は、昭和四十年に、当時、県内に八つあった漁協と二つの業種別漁協が合併して、県一本の漁協として新たなスタートを切ったということでございます。現在でも県で一漁協というのは全国的にも珍しいのではないかと思います。県内の漁業に関する支援を一手に引き受け、さらには県との結びつきも深くなり、漁協は、民間の組織でありながら、昔からいわゆる公的な側面も多く担ってまいりました。漁業権の管理、漁船の登録・更新手続の指導、TACの基となる数量管理などの水産資源管理、産地市場の運営、採算が非常に厳しい飛鳥への灯油配達など、公共で必要とする事業も県一本の漁協だからこそということで取り組んできた歴史がございます。

しかしながら、ここ十年で漁獲量が減少したことなどにより、漁協自体の経営体力が急速に弱まり、維持が困難な状況になってきております。当然、これまでの経営を振り返り、改善や不採算事業からの撤退などを決めているようですが、あらゆる面での自助努力はもちろんのこと、農林中金からの人材派遣、県の支援によるプロフェッショナル人材の雇用等、各所からの協力で今懸命に立て直しを進めているところです。

その経営再建の中で、当然明らかに不採算となるのが先ほど私が申し上げました公共の仕事でありまして、私の個人的な理解ですけど、これを漁協がやめますと言った場合、県が責任を持ってやるべき内容も含まれていると思いますが、これはすぐできるものではないと理解しております。個人的には、漁協を支援して公共的な事業をしっかりと継続してもらうことがコスト的にもよいのではと考えるところです。

漁協の経営悪化は、ある程度経営努力の問題もあるとは思いますが、十年で漁獲量が六〇%減るといふ災害的な要因が大きいのではないかなと思うところでもあります。

山形県漁協とは、公共的な側面の担い手として、支援しながら今後も協働していくことが必要と考えますが、どのような支援をお考えか、農林水産部長に伺います。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいま山形県漁業協同組合への支援についてのお尋ねがございました。お答えいたしたいと思っております。

山形県漁協は、本県唯一の海面漁業の組合であり、本来の業務である漁業者支援や漁業権の管理、産地市場の運営のほか、海での遭難救助を行う県水難救済会の事務局や北朝鮮の弾道ミサイル発射時の漁船への情報伝達・収集など、多くの公益的な役割を担っております。

県としましても、漁業調整や資源管理など水産行政の推進に当たり、県漁協の果たす役割は極めて重要なものと認識しており、第二期水産振興計画においても、県漁協と県及び沿岸市町が連携を強化していくこととしております。

一方、委員の御指摘にもございましたけれども、県漁協の経営状況は、漁獲高の減少の影響で、令和三年度以降四年連続の赤字決算となっており、経営改善が喫緊の課題であります。このため、県では、沿岸市町や農林中央金庫、水産庁と連携して水産業成長産業化検討会議を令和五年度に立ち上げ、県漁協の経営基盤強化に向け、経営改善のノウハウを持つプロフェッショナル人材の雇用をはじめ、人材や財政面など様々な角度から支援してきたところでございます。

県漁協では、経営の黒字化を図るための事業構造改革プランを今年度策定し、天然魚の水揚げを中心とする事業構造から脱却し、将来にわたって持続可能な経営を目指すこととしております。具体的には、信用事業の見直しなど既存事業の再構築や施設の統廃合を行い、経営のスリム化を図るとともに、新たな収益事業の確立に向け、レトルト食品の製造など加工事業の強化に向けた設備投資や、養殖事業への参入に向けた産学官連携による実証などに取り組む内容となっております。

この事業構造改革プランの実行に当たりましては、県漁協自ら人件費を削減するほか、組合員に対しても販売手数料割合の引上げなど負担増を求める自助努力に取り組んでおります。それでもなお不足する資金については、県と沿岸市町、農林中央金庫が連携した財政支援を検討したいと考えているところでございます。

県としましては、県漁協の経営再建が計画性を持って着実に進められるよう支援し、本県の海面漁業の振興に向けた県漁協と連携・協働した各種施策を展開してまいりたいと考えております。

○能登委員長 石塚委員。

○石塚委員 資金的な面ですね、今答弁の中にもありましたとおり、漁協改革のため、貯金業務をやめちゃうというお話を聞いておるところなんですけど、一方で、貯金がないと漁業者に貸し出す融資もできなくなると。これは漁業にとって非常に大きな影響があるんで、そこら辺の資金の必要性というのが、今、漁業者からも心配の声が上がっているところでございます。

ぜひそういった面も含めしっかりと支援をしていただいて、先ほど林業のところでも小中部長の話、県の財政の話を見せていただきましたけれども、この漁協の件についても、やっぱり公共の部分を持っているという理解の下、対応していかないと、結局後から莫大な予算が別個でかかってしまう、県の財政により大きな影響が出てしまうのではないかとこのところがやっぱり心配というのもございますので、ぜひ先手先手で対応を行っていただいて、山形県の漁業、ひいては、先ほどのハタハタじゃないですけども、地域文化をしっかりと守っていただくということが必要なのではないかと考えるところです。

部長、ありがとうございます。

最後に、今後の漁業振興の展望ということで、海面漁業について、今、マグロの漁獲枠とか水産振興計画、漁協の課題、様々な側面から海に関連した質疑をさせていただいておるところですけども、港湾も含めて海の力をやっぱり最大限活用するということが全县の利益にもつながると個人的には考えております。

漁業振興を含め、海の最大限の活用について、知事の御所見、御展望があれば伺いたいと思います。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 今後の海面漁業振興の展望について申し上げます。

本県の海面漁業は、豊かな日本海で育まれたスルメイカやタラなどをはじめ、百三十種類を超える多種多様な魚種に加え、庄内北前ガニやおぼこサワラなど、付加価値の高いブランド魚が水揚げされております。庄内浜は、これら豊かな水産資源に恵まれ、水産業の発達とともに、地域に根差した独特の浜文化が形成されて、地域産業の発展と漁村の活性化に貢献し、県民の豊かな食生活と地域経済を支えてまいりました。

しかしながら、近年、スルメイカやサケ、ハタハタなど主要魚種の水揚げが極端に減少しております。そのことに加え、漁業資機材の高騰や燃油の高止まりなど、経費の増加により漁業経営環境が悪化して、本県の海面漁業は危機的な状況になっていると認識をしております。

このため、県では、付加価値の高い持続可能な水産業の実現に向けて、新たな水産振興計画を策定し、取組を進めてまいります。中でも、海面漁業を取り巻く厳しい現状を踏まえ、限られた水産物を有効に活用するため、活魚での出荷や蓄養に取り組むなど、高付加価値化を進めていきます。また、天然魚の水揚げのみに頼らない生産構造への転換に向けて、養殖業の振興に特に力を入れて取り組んでまいりたいと考えているところです。

加えまして、庄内浜から生み出される水産物や浜文化、マリンレジャーなどの地域資源を活用した海業の振興や、洋上風力発電事業との共存共栄に向けた漁業協調策・振興策の活用を図りながら、将来にわたって持続して発展できる漁業・漁村の実現を目指してしっかりと取り組んでまいり所存でございます。

○能登委員長 石塚委員。

○石塚委員 ありがとうございます。

繰り返しになりますけど、やっぱり海の最大限の活用が県民のためになると思いますので、今回の質問の中では、特に、漁業者の維持ということと、あとは先を見れば、やっぱり養殖、これにどれだけスピード感を持って取り組めるのかというのが喫緊の課題と理解しておりますので、引き続き予算の措置等よろしく願い申し上げます。

質問を変えまして、次に視覚障がいのある子供への教育的対応について伺います。

文部科学省の発信によりますと、障がいのある子供の学びの場については、障害者権利条約の理念を踏まえ、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り共に教育を受けられるよう条件整備を行うとともに、障がいのある子

供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備を行ってきたとしております。

平成十八年三月学校教育法等改正により、平成十九年四月特別支援教育が本格的に実施され、本県でもその取組を推進してまいりました。その後も度重なる国の制度改正も行われ、適切な教育の提供が行われるよう各所努力してきたと認識しております。このたびはその中で視覚障がいについてお伺いいたします。

当然、一口に視覚障がいと言っても、障がいの程度や複合的な障がい等、一人一人状況が違います。それぞれの教育的ニーズを的確に把握し、適切な教育を提供する必要がございます。

鶴岡市の鶴岡市立朝陽第六小学校では、弱視特別支援学級で六年生一名の対応をしており、見学させていただきました。視力は矯正で〇・四程度ということでございまして、先生が一名担任ということで、こちら画像を明示しますが、(画像を示す)このようなホワイトボードを使用して、これは動かせるんで、見えないときは前に出せたりするんですけども、寄り添いながら学習をしておりました。さらに、このように、(画像を示す)その教室には、普通はカーテンなんですけど、ブラインドのカーテンを整備しており、明るさを調整できるように対応し、しっかりと学習をしておりました。進学も通常の中学校へ進学することが決まっているということでございます。

また、同じ学校の一年生にも弱視の児童がおりまして、通常の学級の中で生活をしております。(画像を示す)この画像は道徳の教科書ですが、通常のサイズが向かって左側、通常より大きいサイズの教科書を使用したり、教室で黒板やモニターが見えない場合でも、(画像を示す)いつでも移動して前のほうの机に座って近くで画面が見えるような形で、自分の席のほかにモニター前や黒板前に机が準備されているということで、先生や学校側も工夫しながら授業を行っておりました。文字もしっかり枠内にきれいに書かれておりまして、学習の成果が出ている様子でありました。県の特別支援巡回相談事業も利用しながら、適切な場所で適切な教育が提供できるよう、担任の先生はもとより、学校全体で取り組まれている状況が分かりました。

このケースでは、障がいの程度に合わせ、学校や教師に人材の不足というものがあって非常に苦労しているというものはあると思っておりますけれども、適切な対応を実施していただけていると感じたところではありますが、本県における視覚障がいのある子供への教育的対応について全体的にどのような状況か、教育長にお伺いいたします。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 お答えいたします。

視覚障がいのある子供への教育につきましては、全盲や弱視、見える範囲が狭い視野狭窄など、それぞれの障がいの程度に応じて適切な学びの場と適切な指導や支援が必要となります。

まず、視覚障がいの程度が比較的重い子供が学ぶ山形盲学校について申し上げますと、通常の学校と同じく各教科の内容を学ぶことに加えまして、視覚障がいのために生じる困難さを改善するため、実際に実物や模型に触れて、保有する視力や触覚、聴覚、嗅覚などの感覚を活用し情報を得ることや、点字による読み書き、白杖による一人歩きの技能などを学んでおります。

山形盲学校の教員の指導体制でございますが、小学校では、視覚障がい教育に係る教員免許を有した専門性のある教員を学年ごとに学級担任として配置し、その担任が全ての教科の指導と視覚障がいに係る特別な指導を行っております。また、中学部では、視覚障がいの免許に加え、通常の中学校と同じく各教科の免許を有する教員を配置しまして、視覚障がいに配慮しながら適切な方法で各教科の指導を行っております。さらに、高等部保健医療科では、あん摩マッサージ指圧師、専攻科では、加えて、はり師、きゅう師の国家試験の受験資格の取得など、専門技能を指導できる教員が就労に向け教育を行っているところでございます。

また、これらの教育を行うための環境整備として、点字図書や立体地図、点字タイプライターや3Dプリンターなど学習支援機器の整備のほか、廊下に点字シートを敷いたり、出入口に点字シールを貼って場所を示したりするなど、子供が校内を安全に一人で移動できるよう配慮しております。

一方、視覚障がいの程度が比較的重い子供については、市町村立小中学校に設置された弱視特別支援学級で学習をしております。そこでは、ルーペや拡大プリント、拡大教科書を使用するなど、見えにくさへの配慮を行いながら指導を行っております。

また、視覚障がいの程度がより軽い子供については、通常の学級に在籍し、拡大教科書を使用するなどの配慮を受けながら学んでおります。

なお、これら弱視特別支援学級や通常の学級の担任教員は、必ずしも特別支援教育の免許を有し、専門性が高いわけではないことから、子供の障がいの状態に応じた適切な指導が行えるよう、山形盲学校が巡回相談を通して担任教員へのサポートを適宜行っているところでございます。

県教育委員会では、引き続き、それぞれの学びの場における視覚障がいの状態に応じた適切な指導と支援について

充実を図ってまいります。

○能登委員長 石塚委員。

○石塚委員 ありがとうございます。

続きまして、庄内地域に住む視覚障がいのある子供への合理的な教育的対応についてということで伺います。

事例をお伝えしますと、平成三十年、酒田市で新しく小学一年生になったお子様がいらっしゃいまして、生まれつき全盲ということでございます。家族も含め、今お話にも出ました上山市にあります県立山形盲学校への進学を希望されたということでございますが、盲学校には寄宿舎はあるものの、小学一年生が親元を離れて寄宿舎に入るということは現実的ではなくて、保護者の方が毎日、酒田—上山間を送迎して通学していたということでございます。この状況下では、保護者の方は、寄宿舎に小学校一年生から入れるか、送迎をするか、さらには転居など選択を迫られまして、送迎を選択したということで、労力・体力的にも厳しい時期を過ごしたと推察するところであります。

酒田市では、この状況を踏まえ、移動支援事業というものを創設しまして、運転手さんと付添いの職員を配置して、普通は週五日間あるわけですが、週二回通学支援を実施してきたということでございます。これは小学部を卒業する令和五年まで継続して、現在は中学生でありまして寄宿舎に入っているということでございます。

教育ニーズの適切な対応ということでは、先ほどお話しいただいたとおりで、盲学校も含め整備されて対応しているということでもありますけれども、県土の広い山形県下で合理的な対応がなされているのかという点については疑問が残るところでございます。

毎年、県に届けられる酒田市の要望書には、令和八年度も重点項目として、酒田特別支援学校への肢体不自由・視覚障がい教育部門を設置することということで盛り込まれておりますけれども、庄内地域においては非常に大きな、鶴岡も含め非常に大きな課題であり、何らかの対応の必要があるんじゃないかと思っております。

視覚障がいのある子供への合理的な教育的対応について、教育長のお考えを伺います。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 庄内地域に住む視覚障がいのある子供への合理的な教育的対応についてお答えいたします。

初めに、県内盲学校のこれまでの経緯について申し上げますと、かつて庄内地域にも設置されておりましたが、少子化の影響や医療技術の進歩による早期治療などにより、視覚障がいの子供の数が大きく減少したため、昭和六十一年に上山市に所在します山形盲学校に統合されました。その後もさらに減少傾向が続きまして、山形盲学校の在籍者数は、現在、幼稚部から専攻科まで合わせて十五名となっております。

山形盲学校ですが、これは全県を通学区域としているため、居住地から通学することが困難な子供については寄宿舎を利用しております。しかし、委員から御紹介のあった酒田市在住の児童については、少なくとも学童期の間は親元で生活させたいとの保護者の御意向により、自宅から通学することを選択したと承知しております。このような保護者の心情は十分に理解できるところでございますし、遠距離を毎日通学する負担というのも大変大きかったものと受け止めております。

このようなこともあり、酒田市から酒田特別支援学校への視覚障がい教育部門設置の御要望をいただいているところでありますけれども、県教育委員会が把握しているところでは、現在、庄内地域に居住する重度視覚障がいの小学生以下の子供はいないという状況で、先ほどの御質問で述べたような教員配置ですとか設備を備えた視覚障がい教育部門を恒常的に設置することは困難であると考えております。

しかしながら、県内の過去の事例を御紹介しますと、内陸地方の自治体において、全盲の児童が小学一年から四年まで、学区内の小学校に設置された弱視特別支援学級に通学して学習したというケースがございます。ただし、この事例では、視覚障がいに係る教員免許を有する教員が通勤圏内に居住しており、その教員を当該校に配置し、学級担任として指導することで実現できたという事情がございます。

今後、庄内地域で全盲などの子供が把握された際は、この事例も参考に対応を検討することが考えられます。その場合、課題となる教員の確保については、例えば、庄内地域の教員が認定講習等を受け、視覚障がいに係る教員免許を取得することなどが考えられますが、それには一定の期間が必要になることから、庄内地域における視覚障がいの子供の出生状況の把握に努め、早期に計画的に検討していく必要があります。

あわせて、学習環境として必要となる設備・教材等の整備や、近年進歩したICT環境を活用して、山形盲学校の教員が遠隔で指導のサポートをしたり、視覚障がいの子供同士が交流したりする体制の整備を検討していく必要があると考えております。

県教育委員会といたしましては、これらのことを踏まえまして、今後どのような形で対応できるか検討してまいります。

○能登委員長 石塚委員。

○石塚委員 人材の部分の大きいのかなと思いますが、県内でも事例があるということで、しっかりと適切な教育が

受けられるような環境の整備を改めてお願いをいたします。

教育長、ありがとうございました。

最後に、国立がん研究センター・鶴岡連携研究拠点の今後の方向性について簡潔に質問いたします。

この拠点、我が県でも平成二十八年度から令和七年度まで五・五億円の支援をしております。令和七年度が二期プロジェクトの最終年ということになっております。この鶴岡連携研究拠点により、地域医療や薬品の基礎研究など非常に大きな成果が出ていると感じておりまして、国の施設の地方移転という意味では非常にシナジーが見事に発揮された好事例ではないかと思えます。

このようなこの拠点における研究及び国機関の地方移転による多面的な取組について、県、市などの地方行政でもしっかりと支援を続けながら、長期的な目線を持って支援をするべきと考えますが、二期が終わる令和七年度、令和八年度以降の方向性について産業労働部長の所見を伺います。

○能登委員長 奥山産業労働部長。

○奥山産業労働部長 国立がん研究センター・鶴岡連携研究拠点の第二期の評価と今後の取組について御説明いたします。

国立がん研究センター・鶴岡連携研究拠点は、平成二十九年以降、がんの診断薬や解析技術等の開発に向けた研究を行ってまいりました。今年度は、令和三年度からの第二期プロジェクトの最終年度となりますことから、総合的な評価を実施しております。評価項目といたしましては、一「研究の進捗状況・成果」、二「研究成果を活用した産業振興」、三「人材育成や健康づくりへの地域貢献」、四「がん地域医療体制の構築」の四項目につきましてそれぞれ評価をした上で総合的な評価を行い、評価報告書として県のホームページのほうで公表しているところでございます。

評価結果といたしましては、総合評価として「優れた取組が進められている」とされ、研究の成果としましては、企業との共同研究により、急性白血病治療薬が臨床応用の段階に進むなど、一定の成果につながったとの評価を得ておりますとともに、千葉県柏市にあります国立がん研究センター東病院と荘内病院の連携によるがん地域医療体制の構築に向けた取組について、特に高い評価を得たところでございます。

この取組は、荘内病院において東病院の専門医が月一回直接相談に応じるがん相談外来の開設ですとか、東病院の遠隔アシストによる手術の実施、また、両病院の医師・看護師による継続的な研修会の開催などを行うもので、地方におけるがん医療の高度化・モデル化に大きく寄与していると高く評価されたところでございます。

一方で、県内産業への波及効果は限定的であり、研究シーズの地元企業での活用や成果の事業化ですとか、医療系ベンチャー支援による技術移転といった産業化の取組については、課題があるとされたところでございます。

こうした結果を受けまして、現在、第三期プロジェクトの事業内容につきまして、関係四者のほうで協議を進めているところでございます。

その具体的な内容といたしましては、同拠点でこれまでに開発されました診断薬、技術等の事業化を進めることに加えまして、国立がん研究センターの知見や技術を生かした医療系スタートアップの創出ですとか、慶應先端開発バイオベンチャーとの連携による事業の拡大などに新たに取り組み、新産業の育成と若者や女性のための良質な雇用の場の創出を目指すことを想定しております。

また、第二期プロジェクトで評価の高かった国立がん研究センター東病院と荘内病院との連携につきましては、さらなる連携の強化に向け、両病院で継続して取組を深めていくことも想定しているところであります。

県としましては、鶴岡連携研究拠点における多面的な取組やその成果も踏まえながら、新たな価値の創出に向け、関係する四者がしっかりとスクラムを組んで取り組むことで、研究成果の社会実装と地域経済への貢献を成し遂げ、政府関係機関の地方移転プロジェクトの全国モデルとなるよう取り組んでまいります。

○能登委員長 石塚慶委員の質疑質問は終わりました。

本日はこの程度にとどめ、明日午前十時委員会を開会し、質疑質問を続行いたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 二時 一分 閉 会